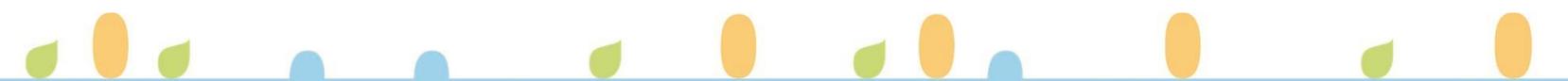


兵庫県地域日本語教育シンポジウム2023 「国内の日本語教育の動向」



Japanese Language Education

令和5年8月
文化庁国語課地域日本語教育推進室
北村 祐人

日本語教育人材の整理

メモ



Japanese Language Education

【1】日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)改定版の概要

- **目的** : 日本語教育機関の教育水準の向上のため、専門性を有する日本語教育人材の養成・研修の在り方を示す。
- **審議経過** : 平成28年5月文化審議会国語分科会に日本語教育小委員会を設置し審議を開始。同委員会で13回の審議を行うとともに関係機関・団体へのヒアリングや国民への意見募集等を経て、平成30年に本報告、31年3月に改定版を取りまとめた。

- **ポイント** :
 - ① **基本的な資質・能力**として、日本語の理解運用能力や文化的多様性への理解、**専門家に求められる資質・能力**として、実践的なコミュニケーション能力、成長と発達に対する理解、常に学び続ける態度などを提示
 - ② 日本語教師の養成に係る教育内容として「**必須の教育内容**」(教授法, 日本語分析, 文法, 音韻音声, 文字表記等)を提示。併せて**教育実習**として必要な指導項目を提示
 - ③ 日本語教育人材の役割・段階・活動分野ごとに求められる資質・能力, 教育内容, モデルカリキュラムを提示





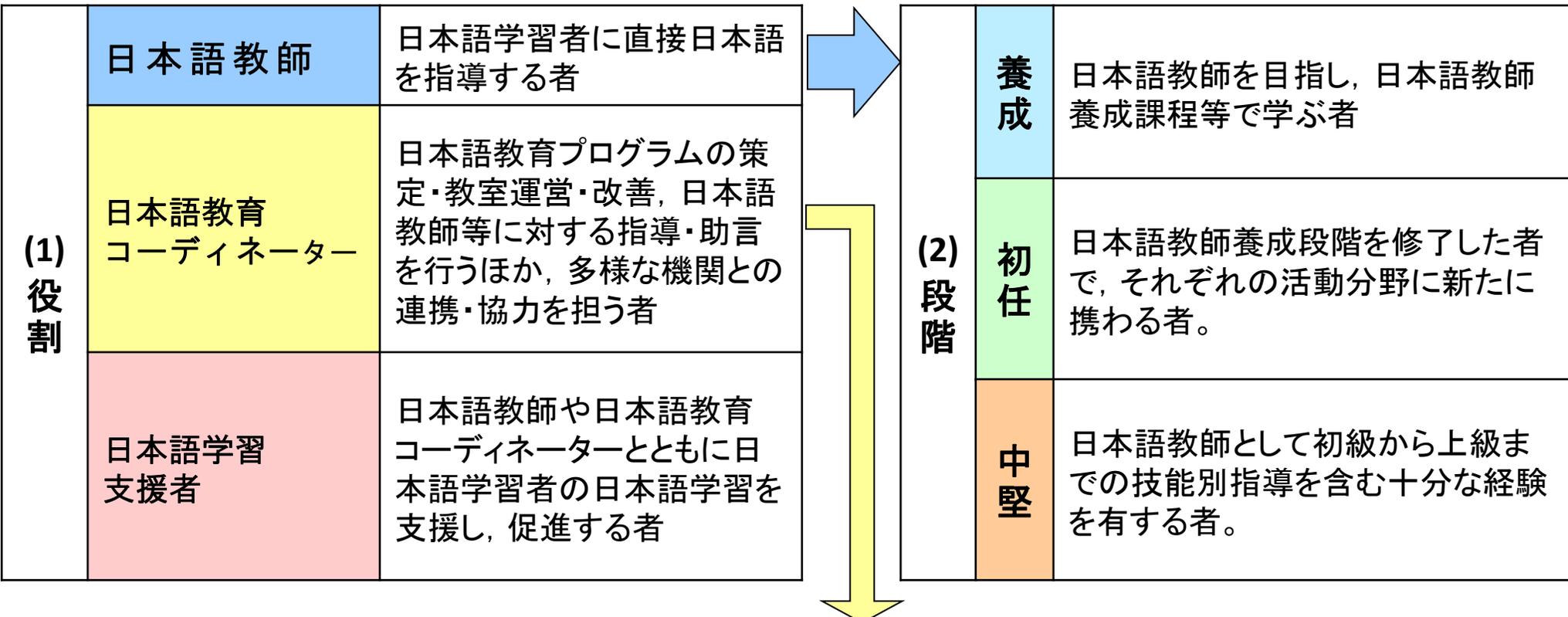
1. 日本語教育人材に共通して求められる基本的な資質・能力

- (1) 日本語を正確に理解し的確に運用できる能力を持っていること。
- (2) 多様な言語・文化・社会的背景を持つ学習者と接する上で、文化的多様性を理解し尊重する態度を持っていること。
- (3) コミュニケーションを通じてコミュニケーションを学ぶという日本語教育の特性を理解していること。

2. 専門家としての日本語教師に求められる資質・能力

- (1) 言語教育者として必要とされる学習者に対する実践的なコミュニケーション能力を有していること。
- (2) 日本語だけでなく多様な言語や文化に対して、深い関心と鋭い感覚を有していること。
- (3) 国際的な活動を行う教育者として、グローバルな視野を持ち、豊かな教養と人間性を備えていること。
- (4) 日本語教育に関する専門性とその社会的意義についての自覚と情熱を有し、常に学び続ける態度を有していること。
- (5) 日本語教育を通じた人間の成長と発達に対する深い理解と関心を有していること。

日本語教育人材の整理

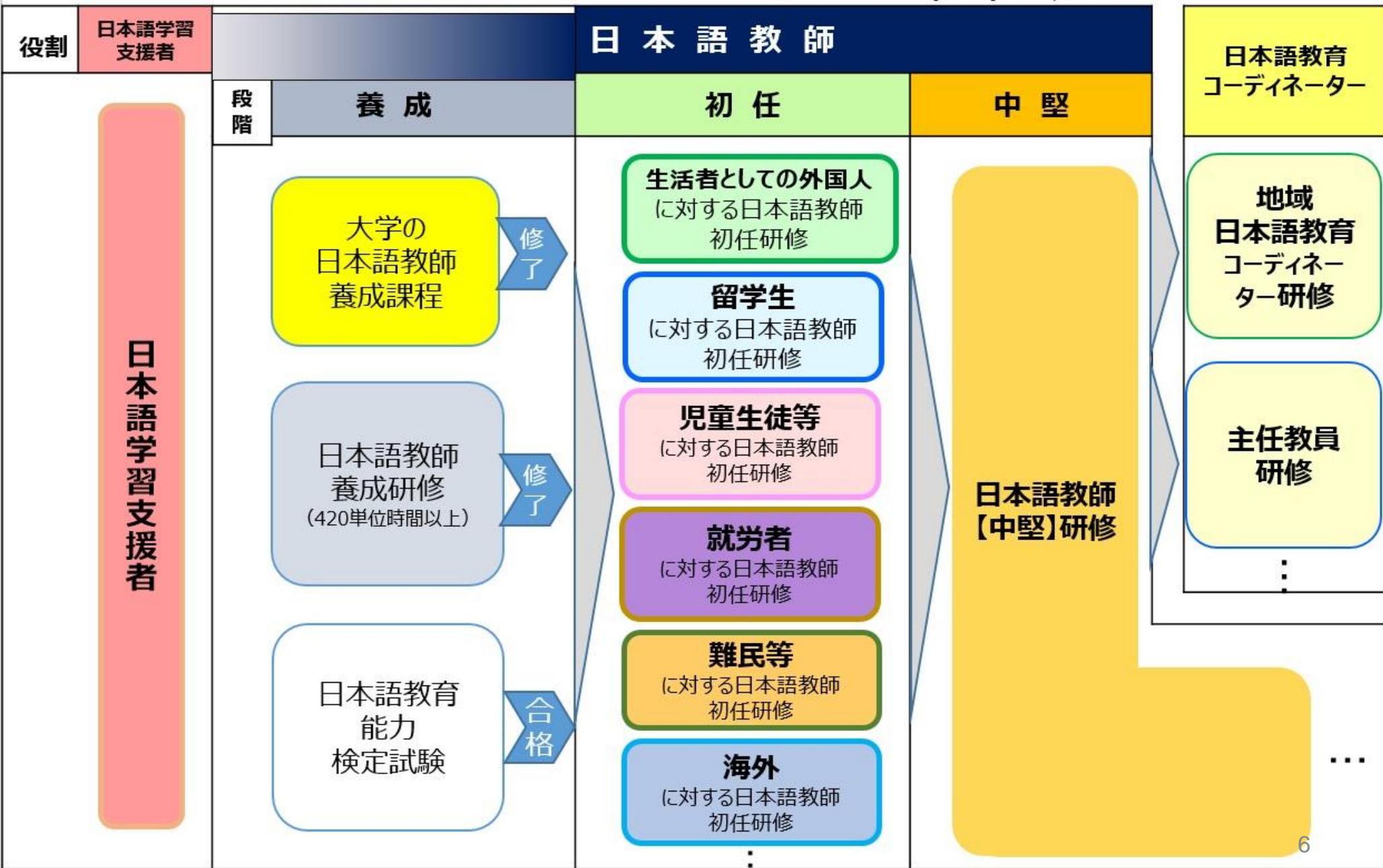


地域日本語教育コーディネーター	関係機関との連携の下、「生活者としての外国人」に対する教育プログラムの編成・実施に携わる者
主任教員	在留資格「留学」が取得できる法務省が告示した日本語教育機関で教育課程の編成や他の教員の指導を担う者

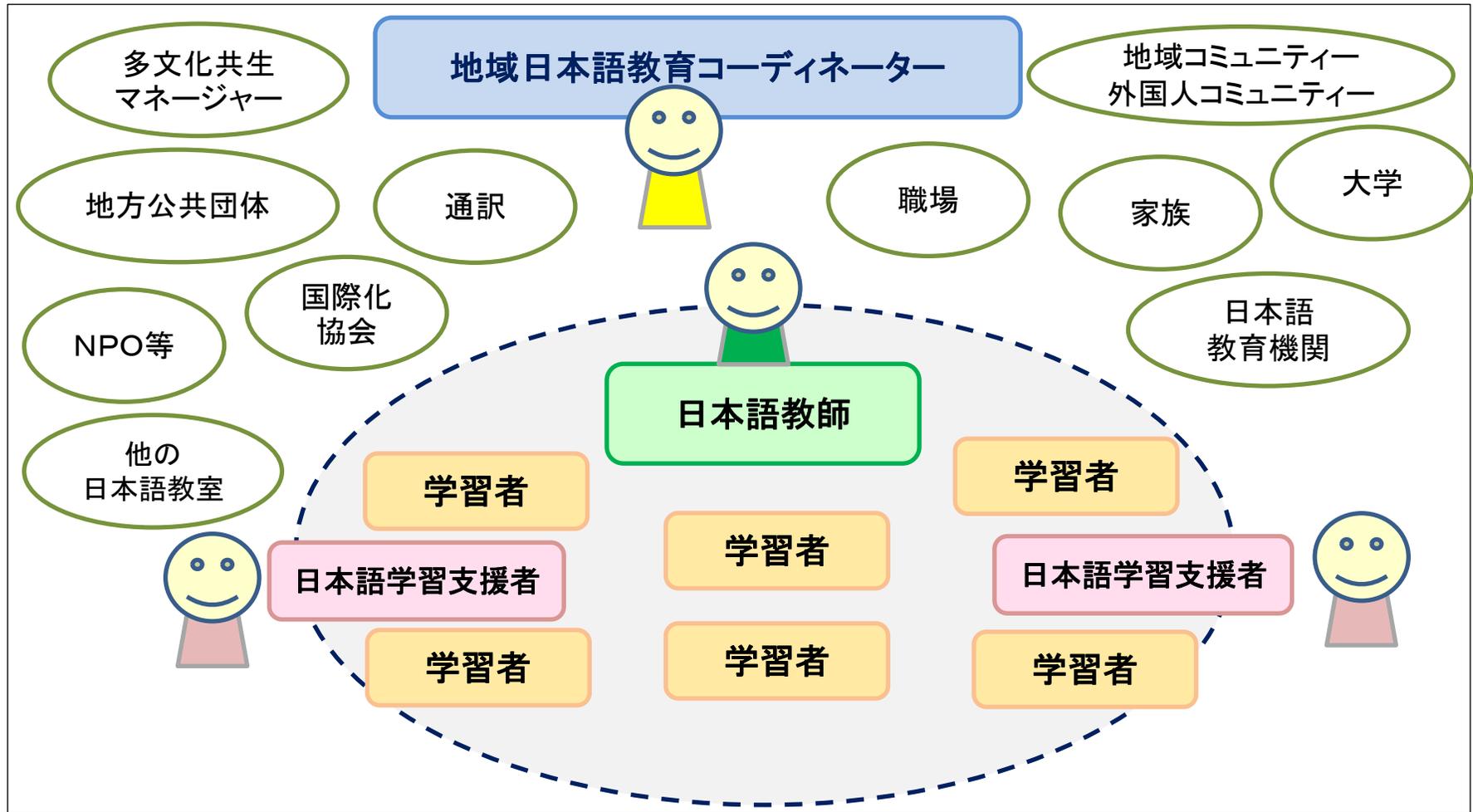
(3) 活動分野		
<国内>	●「生活者としての外国人」 ●就労を希望する在留外国人	●留学生 ●難民等
<海外>	●海外における日本語教育	●日本語指導が必要な児童生徒等
※初任時の活動分野別に研修プログラムを提示5		

日本語教育人材の役割・段階・活動分野に応じた養成・研修のイメージ

「日本語教育人材の養成研修の在り方について（報告）」改定版



「生活者としての外国人」に対する日本語教育人材の連携の一例



「生活者としての外国人」が日本語を使って相互理解を図り、社会の一員として地域で生活が送れるよう、地域日本語教室が運営されます。地域日本語教育コーディネーターは、地域の行政機関・NPO、コミュニティー等と連携して、各地域の特徴や学習者のニーズを把握して日本語教育プログラムを作ります。日本語教師は、日本語教育プログラムを踏まえ、学習者に応じて日本語教育を実践します。日本語学習支援者がいる場合は、学習者に寄り添いながら学習を支援します。

日本語教育人材の活動分野別の教育内容

「日本語教育人材の養成研修の在り方について（報告）」改定版

日本語教育人材は、役割・段階・活動分野別に求められる資質・能力を身に付けるために必要な教育内容が示されています。

役割	日本語教師(初任)	地域日本語教育 コーディネーター	日本語学習支援者
活動 分野	生活者としての外国人		
教育内容 (一部抜粋)	1) 国・地域の在留外国人施策 2) 「生活者としての外国人」に対する日本語教育 3) 言語サービス(多言語化・やさしい日本語) 4) 「生活者としての外国人」の多様性 5) 外国人住民の社会参加 6) 「生活者」のライフステージに合わせたキャリアプランと日本語学習 6) 「生活者としての外国人」の異文化受容・適応 など	1) 日本語教育に関わる国及び地方公共団体の施策 2) 在留外国人に関する法制度, 行政サービスの把握・整理 3) 地域日本語教育のプログラムデザイン 4) 日本語教育人材に対する研修の企画・立案 5) 活動と広報 6) 事例研究 7) 組織マネジメント (ネットワークング, コミュニティデザイン, ファシリテーション等) など	1) 学習者の背景に対する理解 2) 多文化共生 3) コミュニケーションストラテジー (地域のことば, やさしい日本語) 4) 異文化理解 5) 地域日本語教育の多様性 6) 日本語学習支援 7) コミュニケーション教育 8) 日本語の構造 など

日本語教育に関連する法律・方針等 メモ



Japanese Language Education

目的（第一条関係）

（背景）日本語教育の推進は、

- ・我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に資する
- ・我が国に対する諸外国の理解と関心を深める上で重要である

そこで、定義以下について定めることにより、

（目的）多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現・諸外国との交流の促進並びに友好関係の維持発展に寄与。

定義（第二条関係）

この法律において「日本語教育」とは、外国人等が日本語を習得するために行われる教育その他の活動（外国人等に対して行われる日本語の普及を図るための活動を含む。）をいう。

基本理念（第三条関係）

- ①外国人等に対し、その希望、置かれている状況及び能力に応じた日本語教育を受ける機会の最大限の確保
- ②日本語教育の水準の維持向上
- ③外国人等に係る教育及び労働，出入国管理その他の関連施策等との有機的な連携
- ④国内における日本語教育が地域の活力の向上に寄与するものであるとの認識の下行われること
- ⑤海外における日本語教育を通じ、我が国に対する諸外国の理解と関心を深め、諸外国との交流等を促進
- ⑥日本語を学習する意義についての外国人等の理解と関心が深められるように配慮
- ⑦幼児期及び学齢期にある外国人等の家庭における教育等において使用される言語の重要性に配慮

国の責務等（第四条—第九条関係）

- | | | |
|--------|--------------|------------|
| ・国の責務 | ・地方公共団体の責務 | ・事業主の責務 |
| ・連携の強化 | ・法制上，財政上の措置等 | ・資料の作成及び公表 |

基本方針等（第十条・第十一条関係）

- ・文部科学大臣及び外務大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求める。
- ・地方公共団体は、基本方針を参酌し、地方公共団体の基本的な方針を定めるよう努める。

基本的施策（第十二条—第二十六条関係）**国内における日本語教育の機会の拡充**

- ・ 外国人等である**幼児，児童，生徒等**に対する日本語教育
- ・ **外国人留学生等**に対する日本語教育
- ・ 外国人等の**被用者等**に対する日本語教育
- ・ **難民**に対する日本語教育
- ・ **地域における日本語教育**
- ・ **日本語教育についての国民の理解と関心の増進**

日本語教育の水準の維持向上等

- ・ 日本語教育を行う機関における教育水準の維持向上
- ・ 日本語教育に従事する者の能力・資質の向上等
- ・ 教育課程の編成に係る指針の策定等
- ・ 日本語能力の適切な評価方法の開発

海外における日本語教育の機会の拡充

- ・ **海外における外国人等**に対する日本語教育
- ・ **在留邦人の子等**に対する日本語教育

日本語教育に関する調査研究等

- ・ 日本語教育の実態，効果的な日本語教育の方法等に係る調査研究等
- ・ 外国人等のための日本語教育に関する情報の提供等

地方公共団体の施策

- ・ 地方公共団体は，国の施策を勘案し，地域の状況に応じた日本語教育の推進に必要な施策の実施に努める。

日本語教育推進会議等（第二十七条・第二十八条関係）

- ・ **政府**は，関係行政機関相互の調整を行うため，**日本語教育推進会議**を設ける。
- ・ **関係行政機関**は，**日本語教育推進関係者会議**を設け，関係行政機関相互の調整を行うに際してその意見を聴く。
- ・ 地方公共団体に，地方公共団体の基本的な方針その他の日本語教育の推進に関する重要事項を調査審議させるため，**合議制の機関**を置くことができる。

検討事項（附則第二条関係）

- 国は，以下の事項その他日本語教育機関に関する制度の整備について検討を加え，その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 一 日本語教育を行う機関のうち当該制度の対象となる機関の類型及びその範囲
 - 二 外国人留学生の在留資格に基づく活動状況の把握に対する協力に係る日本語教育機関の責務の在り方
 - 三 日本語教育機関の教育水準の維持向上のための評価制度の在り方
 - 四 日本語教育機関における日本語教育に対する支援の適否及びその在り方

日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針【概要】

- 日本語教育を推進するため、令和元年6月28日に「日本語教育の推進に関する法律」（令和元年法律第48号）が公布・施行。
- 同法第10条の規定により、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針として、本方針を策定（令和2年6月23日閣議決定）。

第1章 日本語教育の推進の基本的な方向

1 日本語教育推進の目的

共生社会の実現，諸外国との交流，友好関係の維持・発展に寄与

2 国及び地方公共団体の責務

○国は日本語教育推進施策を総合的に策定・実施，必要な法制上・財政上等の措置を講ずる。

○**地方公共団体は地域の状況に応じた日本語教育推進施策を策定・実施する。**

3 事業者の責務

国・地方公共団体の日本語教育推進施策に協力，外国人等とその家族に対する日本語学習機会の提供等の支援に努める。

4 関係省庁・関係機関間の連携強化

第2章 日本語教育の推進の内容に関する事項

1 日本語教育の機会の拡充

(1) 国内における日本語教育の機会の拡充

幼児・児童・生徒等，留学生，被用者等，難民に対する日本語教育，地域日本語教育

(日本語指導に必要な教員定数の義務標準法の規定に基づいた改善，日本語指導補助者・母語支援員の養成・活用，就学状況の把握・指針策定等による就学機会の確保，留学生の国内就職のための日本語教育等，教材開発や研修等による専門分野の日本語習得支援，地域日本語教育の体制づくり支援，自習可能な日本語学習教材（ICT教材）の開発・提供等)

(2) 海外における日本語教育の充実

外国人等に対する日本語教育，海外在留邦人・移住者の子等に対する日本語教育

(日本語教育専門家等の派遣，教材開発・提供，海外の日本語教育機関への支援，海外在留邦人の子等に対する日本語教育の実態把握と支援，在外教育施設への教師派遣等)

第2章 日本語教育の推進の内容に関する事項

- 2 国民の理解と関心の増進
- 3 日本語教育の水準の維持向上等
 - (1) 日本語教育を行う機関における日本語教育の水準の維持向上
日本語教育機関に対する指導・積極的な実地調査，日本語教師養成研修の届出義務化等
 - (2) 日本語教育に従事する者の能力及び資質の向上等
日本語教師の資質・能力を証明する資格の制度設計，人材養成カリキュラム開発・実施等
- 4 教育課程の編成に係る指針の策定等
日本語学習・教授・評価のための枠組みである「日本語教育の参照枠」の検討・作成，「JF日本語教育スタンダード」の提供，指導方法やインターネット上含む教材の開発・普及
- 5 日本語能力の評価
「日本語教育の参照枠」に基づいた「日本語能力の判定基準」の検討・作成等，「日本語能力試験」や「国際交流基金日本語基礎テスト」の実施
- 6 日本語教育に関する調査研究及び情報提供

第3章 その他日本語教育の推進に関する重要事項

- 1 推進体制
- 2 日本語教育を行う機関に関する制度の整備
日本語教育を行う機関のうち，日本語教育の水準の維持向上を図る上で必要な適格性を有するものに関する制度の整備を検討し，検討結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- 3 基本方針の見直し
おおむね5年ごとに検討を加え，必要があると認めるときは基本方針を変更。

我が国に在留する外国人は令和4年（2022年）末で約308万人、外国人労働者は令和4年10月末で約182万人。（過去最高）
口受け入れた外国人に対する受入れ環境を更に充実させる観点とともに、ロードマップの見直しも踏まえ策定（217施策）。
口今後も政府一丸となって関連施策を着実に実施するとともに、定期的に総合的対応策のフォローアップを行い、政府全体で共生社会の実現を目指す。

円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組

外国人が生活のために必要な日本語等を習得できる環境の整備

- 都道府県等が行う日本語教育を強化するための総合的な体制づくりの推進、市区町村が都道府県と連携して行う日本語教育の支援、「日本語教育の参照枠」を活用した地域日本語教育の水準向上（施策1）
- 「日本語教育の参照枠」に示された日本語教育の内容やレベル尺度に対応した分野別の教育モデルの開発（施策3）
- 生活場面に応じた日本語を学習できるICT教材の開発・提供等（施策4）
- 生活オリエンテーション動画の作成・活用等による社会制度等の知識を習得できる環境の整備に係る検討（施策7）
- 生活オリエンテーションに係る地方財政措置の周知による外国人の社会へのスムーズな定着の支援（施策8）
- 更なる日本語教育環境の整備の必要性等に係る検討（施策14）

日本語教育の質の向上等

- 日本語教育機関の認定制度及び日本語教師の資格制度の整備（施策5（再掲））

外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制の強化

外国人の目線に立った情報発信の強化

- 「関係者ヒアリング」や「御意見箱」等を通じた共生施策の企画・立案・実施に資する意見の聴取（施策20）
- 「生活・就労ガイドブック」及び「外国人生活支援ポータルサイト」の掲載方針の検討（施策23）
- マイナポータル等を通じた情報の迅速な入手及びオーダーメイド型・プッシュ型の情報発信の検討（施策24）

外国人が抱える問題に寄り添った相談体制の強化

- 外国人受入環境整備交付金の見直し等の地方公共団体における一元相談窓口の設置を促進する方策の検討（施策35）
- F R E S C /フレスクにおける効果的・効率的な外国人の受入れ環境整備のための支援、外国人支援を行う地域の関係機関による合同相談会の実施等（施策36）
- 多言語翻訳技術に係る実用レベルの「同時通訳」の実現及び重点対応言語の21言語への拡大に向けた取組（施策37）
- 相談窓口の実情を踏まえた相談体制の整備・充実の検討及び検討結果を踏まえた整備（施策44）

情報発信及び相談対応におけるやさしい日本語の更なる促進

- 話し言葉のやさしい日本語の留意事項の取りまとめ等及び地方公共団体の取組に対する支援の実施（施策48）
- やさしい日本語の翻訳ツールの活用等についての検討（施策49）

ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援

「乳幼児期」、「学齢期」を中心とした外国人に対する支援等

- 子育て中の親子同士の交流、子育て中の不安・悩みを相談できる場の提供等を行う地域子育て支援拠点事業の実施（施策52）
- 住民基本台帳システムと学齢簿システムとの連携による外国人の子どもの就学状況の一体的管理・把握の推進（施策55）
- 外国人学校の保健衛生確保に向けた外国人学校への保健衛生に関する多言語での情報発信・相談対応（施策57）

「育壮年期」初期を中心とした外国人に対する支援等

- 日本語指導の「特別的教育課程」を編成・実施している事例の編集及び周知・普及（施策60）

「育壮年期」を中心とした外国人に対する支援等

- 留学生の就職等の支援
 - 外国人雇用サービスセンター等における留学生を対象とした支援（施策68）
 - 高度外国人材活躍地域コンソーシアムの形成による外国人留学生の就職・活躍の推進（施策88）
- 就労場面における支援
 - 日本人社員と外国籍社員の職場における双方向の学びの動画教材や手引きの周知及び活用促進（施策89）
 - ハローワークの外国人雇用サービスコーナーにおける専門相談員・通訳の配置による職業相談の実施（施策91）
 - 定住外国人を対象とした日本語能力に配慮した職業訓練の実施、定住外国人職業訓練コーディネーターの配置の推進（施策94）

③適正な労働環境等の確保

- 外国人雇用管理指針上選任が求められる雇用労務責任者に係る講習の試行的実施（施策97）
- 妊娠・出産等した技能実習生が利用できる制度等の周知・啓発活動（施策107）

「高齢期」を中心とした外国人に対する支援等

- 外国人に対する年金制度に関する周知・広報の継続と充実の検討（施策108）

ライフステージに共通する取組

- 「在留外国人に対する基礎調査」等による実態把握等（施策21（再掲））

外国人材の円滑かつ適正な受入れ

特定技能外国人のマッチング支援策等

- 分野別協議会等を通じた情報提供及び外国人材の就労環境整備（施策126）
- 特定技能試験の円滑な実施、特定技能制度の周知・利用の円滑化等
 - 特定技能制度における分野追加及び特定技能2号の対象分野追加並びに技能実習制度及び特定技能制度の在り方に係る検討（施策137）

- ODAを活用した送出機関及び現地の教育機関等への支援等による来日前の人材育成（施策139）

悪質な仲介事業者等の排除

- ODAを活用した途上国の関係機関との連携強化、外国人労働者への支援等（施策151）

海外における日本語教育基盤の充実等

- JICAが実施する講師派遣等の支援による「日系四世受入れ制度」の活用促進（施策152）

共生社会の基盤整備に向けた取組

共生社会の実現に向けた意識醸成

- 「外国人との共生に係る啓発月間（仮称）」の創設、各種啓発イベントの実施（施策153）
- 散在地域における児童生徒の実態把握のネットワーク構築に向けた調査研究の実施（施策56（再掲））

外国人の生活状況に係る実態把握のための政府統計の充実等

- 在留外国人統計等を活用した外国人の生活状況の実態把握のための新たな統計の作成・公表（施策159）
- 外国人労働者の労働条件等の雇用管理、労働移動等の実態把握のための統計調査の実施（施策160）

共生社会の基盤整備のための情報収集強化及び関係機関間の連携強化等

- 専門性の高い受入環境調整担当官の育成による外国人の支援や受入れ環境整備の促進（施策162）
- 民間支援団体等が行う外国人に対するアウトリーチ支援の取組を支援するための試行事業の実施等による情報発信等の充実、強化（施策163）

- 相談窓口における関係機関間の連携強化及び外国人在留総合インフォメーションセンターの相談機能の強化に向けた検討（施策164）

- 出入国在留管理庁における在留管理に必要な情報の一元的な把握のための仕組みの構築に係る検討（施策165）

- オンライン化の対象となる手続の拡大の検討及びマイナポータル上の自己情報を利用できる仕組みの構築に係る検討（施策166）

- マイナンバーカードの取得環境の整備及びマイナンバーカードと在留カードの一体化の実現に向けた検討（施策167）

- 生活上の困りごとを抱える外国人を支援する専門人材の育成等に係る検討（施策6（再掲））

- 外国人に関する共生施策の企画・立案に資する情報の搭載の在り方の検討及び搭載する情報等の収集（施策168）

- 国民健康保険が適用されない在留資格に変更された被保険者に対する適正な資格管理（施策173）

外国人も共生社会を支える担い手となるような仕組みづくり

- 介護福祉士資格の取得を目指す外国人留学生への奨学金の給付等の支援の実施（施策181）
- 先進的な地方公共団体の取組に対するデジタル田園都市国家構想交付金による支援の実施（施策183）
- 日系四世受入れ制度の見直しの実施（施策184）
- 地方公共団体等との連携による外国人材の地域への定着に向けた地域おこし協力隊員等の活躍促進（施策187）

共生社会の基盤としての在留管理体制の構築

①在留管理基盤の強化

- 「永住者」の在り方に係る許可要件及び許可後の事情変更に対する対応策等の見直しの検討（施策188）
- 難民該当性に関する規範的要素の明確化等を通じた難民認定制度の運用の一層の適正化（施策189）
- 外国人のマイナンバーカードの普及促進のためのマイナンバーカードの申請支援等（施策191）

②留学生の在籍管理の徹底

- 留学生の在籍管理が不適切な大学等に対する、留学生の受入れを認めない等の在留資格審査の厳格化（施策199）

③技能実習制度の更なる適正化

- 技能実習制度における相談業務と指導業務を一体的に実施するための体制整備及び申請等の手続のオンライン化に向けた検討（施策99（再掲））
- 失踪技能実習生対策としての実地検査の強化、失踪者の多い送出機関からの新規受入れ停止及び失踪防止に係るリリースの周知等の関係機関と協力した取組の推進（施策205）

④不法滞在者等への対策強化

- 入管法等改正法案の成立を踏まえた送還忌避者の縮減に向けた体制強化等（施策214）

口我が国に在留する外国人は令和4年（2022年）末で約308万人、外国人労働者は令和4年10月末で約182万人。（過去最高）
 口受け入れた外国人に対する受入れ環境を更に充実させる観点とともに、ロードマップの見直しも踏まえ策定（217施策）。
 口今後も政府一丸となって関連施策を着実に実施するとともに、定期的に総合的対応策のフォローアップを行い、政府全体で共生社会の実現を目指す。

円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組

- 外国人が生活のために必要な日本語等を習得できる環境の整備**
- ▶ 都道府県等が行う日本語教育を強化するための総合的な体制づくりの推進、市区町村が都道府県と連携して行う日本語教育の支援、「日本語教育の参照枠」を活用した地域日本語教育の水準向上《施策1》
 - ▶ 「日本語教育の参照枠」に示された日本語教育の内容やレベル尺度に対応した分野別の教育モデルの開発《施策3》
 - ▶ 生活場面に応じた日本語を学習できるICT教材の開発・提供等《施策4》
 - ▶ 生活オリエンテーション動画の作成・活用等による社会制度等の知識を習得できる環境の整備に係る検討《施策7》
 - ▶ 生活オリエンテーションに係る地方財政措置の周知による外国人の社会へのスムーズな定着の支援《施策8》
 - ▶ 更なる日本語教育環境の整備の必要性等に係る検討《施策14》
- 日本語教育の質の向上等**
- ▶ 日本語教育機関の認定制度及び日本語教師の資格制度の整備《施策5（再掲）》

外国人材の円滑かつ適正な受入れ

- 特定技能外国人のマッチング支援策等**
- ▶ 分野別協議会等を通じた情報提供及び外国人材の就労環境整備《施策126》
- 特定技能試験の円滑な実施、特定技能制度の周知・利用の円滑化等**
- ▶ 特定技能制度における分野追加及び特定技能2号の対象分野追加並びに技能実習制度及び特定技能制度の在り方に係る検討《施策137》
 - ▶ ODAを活用した送出機関及び現地の教育機関等への支援等による来日前の人材育成《施策139》
- 悪質な仲介事業者等の排除**
- ▶ ODAを活用した途上国の関係機関との連携強化、外国人労働者への支援等《施策151》
- 海外における日本語教育基盤の充実等**
- ▶ JICAが実施する講師派遣等の支援による「日系四世受入れ制度」の活用促進《施策152》

外国人に対する相談体制の強化

- ▶ 外国人の目線に立った情報発信の強化

共生社会の基盤整備に向けた取組

- ▶ 共生社会の実現に向けた意識醸成

外国人が生活のために必要な日本語等を習得できる環境の整備

- ▶ 都道府県等が行う日本語教育を強化するための総合的な体制づくりの推進、市区町村が都道府県と連携して行う日本語教育の支援、「日本語教育の参照枠」を活用した地域日本語教育の水準向上《施策1》
- ▶ 「日本語教育の参照枠」に示された日本語教育の内容やレベル尺度に対応した分野別の教育モデルの開発《施策3》
- ▶ 生活場面に応じた日本語を学習できるICT教材の開発・提供等《施策4》
- ▶ 更なる日本語教育環境の整備の必要性等に係る検討《施策14》

日本語教育の質の向上等

- ▶ 日本語教育機関の認定制度及び日本語教師の資格制度の整備《施策5（再掲）》

- ▶ 外国人に対する年金制度に関する周知・広報の継続と充実の検討《施策108》
- ライフステージに共通する取組**
- ▶ 「在留外国人に対する基礎調査」等による実態把握等《施策21（再掲）》

- ▶ フレットの周知等の関係機関と協力した取組の推進《施策205》
- ④不法滞在者等への対策強化**
- ▶ 入管法等改正法案の成立を踏まえた送還忌避者の縮減に向けた体制強化等《施策214》

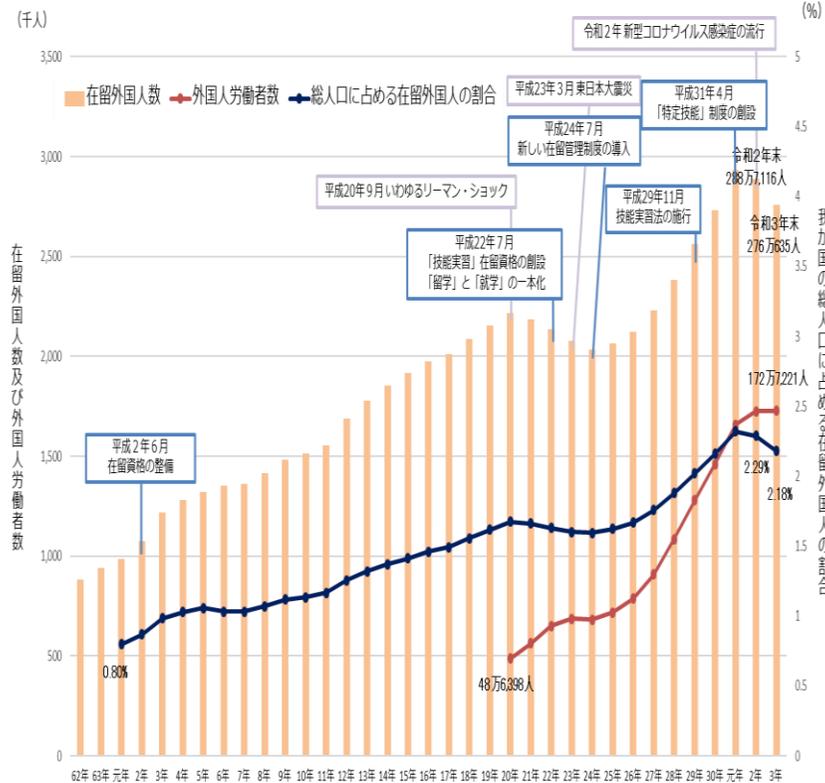
外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ（概要）

外国人との共生社会の実現に向けて、目指すべき外国人との共生社会のビジョン（3つのビジョン）を示し、ビジョンを実現するために取り組むべき中長期的な課題として4つの重点事項を掲げ、それぞれについて今後5年間に取り組むべき方策等を示すロードマップを策定

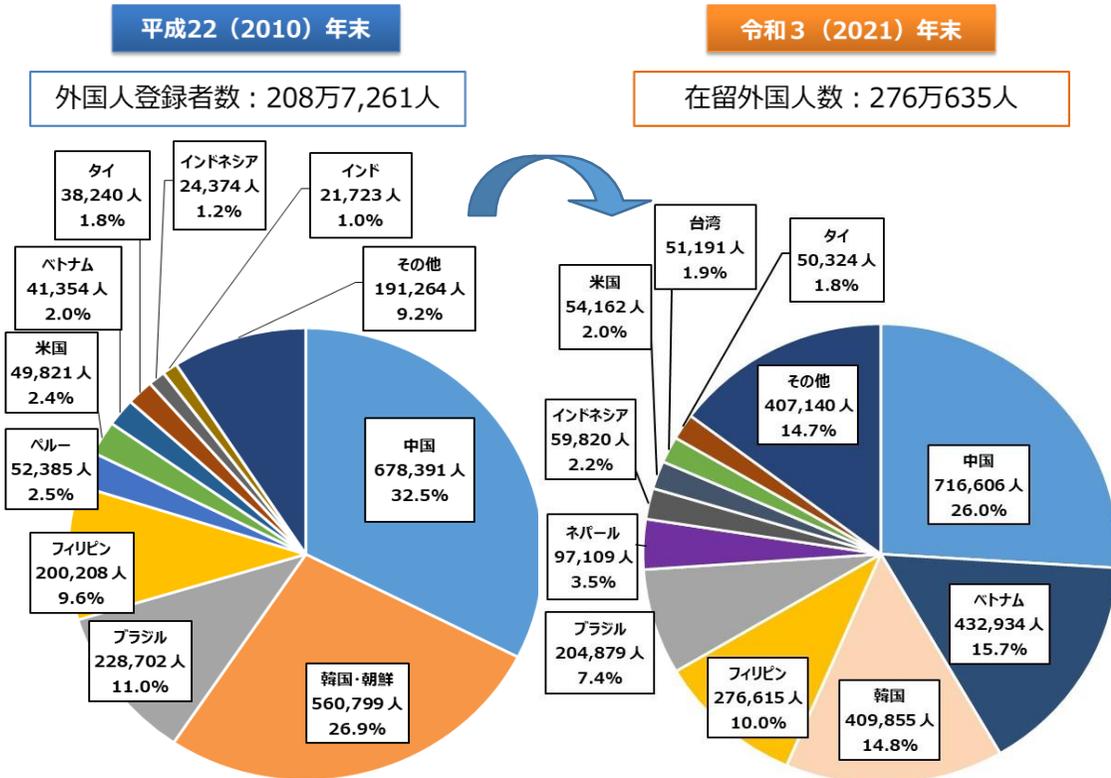
1 基本的な考え方

外国人の在留状況

◎在留外国人の増加



◎出身国籍・地域の多様化



共生施策の変遷

- 「『生活者としての外国人』に関する総合的対応策」 (H18.12.25)
- 「経済財政運営と改革の基本方針2018 (骨太の方針)」 (H30.6.15)
- 「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」設置 (H30.7.24)
- 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」 (H30.12.25、以後3回改訂)

総合的対応策の改訂などにより充実が図られてきたものの、短期的な課題への対応にとどまる

目指すべき外国人との共生社会のビジョンの実現に向けて、中長期的な課題及び具体的施策を示すロードマップを策定

2 目指すべき外国人との共生社会のビジョン（3つのビジョン）

安全・安心な社会

これからの日本社会を共につくる一員として外国人が包摂され、全ての人々が安全に安心して暮らすことができる社会

多様性に富んだ 活力ある社会

様々な背景を持つ外国人を含む全ての人々が社会に参加し、能力を最大限に発揮できる、多様性に富んだ活力ある社会

個人の尊厳と人権を 尊重した社会

外国人を含め、全ての人がお互いに個人の尊厳と人権を尊重し、差別や偏見なく暮らすことができる社会

3 取り組むべき中長期的な課題（4つの重点事項）

1 円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組

2 外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制等の強化

3 ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援

4 共生社会の基盤整備に向けた取組

4 重点事項に係る主な取組

☆1 円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組

- 都道府県等が行う日本語教育を強化するための総合的な体制づくりを着実に推進するとともに、市区町村が都道府県等と連携して行う日本語教育を含めて支援【文科】《1》
- 「日本語教育の参照枠」に示された教育内容やレベル尺度等に対応した分野別教育モデルの開発【文科】《3》
- 生活オリエンテーション（日本で生活するための基本的な情報提供、初歩的な日本語学習）動画の作成・活用等により社会制度等の知識を習得できる環境（来日前を含む。）を整備【法務】《6》
- 生活場面に応じた日本語を学習できるICT教材の開発・提供等【文科】《8》
- 来日前に円滑なコミュニケーション力を身につけるための海外における日本語教育環境の普及【外務】《9》
- 日本語教育機関の認定制度及び日本語教師の資格制度整備【文科】《11》

☆2 外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制等の強化

- 「生活・就労ガイドブック」及び「外国人生活支援ポータルサイト」の掲載方針を作成、公表【法務】《17》
- マイナポータル等を活用した情報発信【法務】《18》
- 外国人受入環境整備交付金の見直し等による一元的相談窓口の設置促進【法務】《20》
- 多言語翻訳技術について、実用レベルの「同時通訳」の実現及び重点対応言語の15言語への拡大に向けた取組【総務】《23》
- 外国人支援を行う地域の関係機関による合同の相談会の実施等【法務】《27》
- やさしい日本語の普及に向けた研修の実施等【法務】【文科】《31》《32》

☆3 ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援

- 子育て中の親子同士の交流や子育て不安・悩みを相談できる場の提供等を行う地域子育て支援拠点事業の実施【厚労】《33》
- 住民基本台帳システムと学齢簿システムとの連携により、外国人の子どもの就学状況の一体的管理・把握を推進【文科】《36》
- 公立高等学校入学者選抜において外国人生徒を対象とした特別定員枠の設定及び受検に際しての配慮の取組を推進【文科】《47》
- 高等学校において、日本語の個別指導を教育課程に位置付けて実施する制度を導入【文科】《49》
- ハローワークの外国人雇用サービスコーナーにおける専門相談員や通訳の配置による職業相談の実施、外国人雇用サービスセンター等における留学生を対象とした支援【厚労】《57》
- 定住外国人を対象とした、日本語能力に配慮した職業訓練の実施【厚労】《61》
- 年金制度に関する周知・広報の継続・充実【厚労】《63》
- 「在留外国人に対する基礎調査」等による実態把握等【法務】《66》

☆4 共生社会の基盤整備に向けた取組

- 「外国人との共生に係る啓発月間（仮称）」の創設、各種啓発イベント等の実施【法務】《67》《68》
- 学校における、異文化理解・多文化共生の考え方に基づく教育の更なる普及・充実を推進【文科】《71》
- 在留外国人統計等を活用し、国籍、在留資格、業種別等の外国人の生活状況の実態把握が可能な新たな統計表を作成・公表【法務】《74》
- 外国人労働者の労働条件等の雇用管理、国内外の労働移動等の実態把握のための統計整備【厚労】《75》
- 民間支援団体が行う外国人に対するアウトリーチ支援の取組を支援するための試行事業実施【法務】《80》
- 出入国在留管理庁において、在留管理に必要な情報を一元的に把握できる仕組みを構築するための検討【法務】《82》
- マイナンバーカードと在留カードの一体化による利便性向上【法務】《85》
- 外国人支援人材の育成や、専門性の高い支援人材の認証制度等について検討【法務】《86》

5 推進体制

- 計画期間は令和8年度まで
- 有識者の意見を聴きつつ毎年の点検による進捗確認、必要に応じ施策の見直し
- 総合的対応策において、当該年度に実施すべき施策を明示

日本語教育機関及び日本語教師に関する現状・課題・方向性

現状

- 国内の日本語学習者数は約28万人(R1)過去最高
- 日本語学習者 (H22:約16.8万→R1:28万人) 増加
- 日本語教育実施機関数(H22:約1800→R1:2500)増加
- 日本語教師数 (H22:約3.3万→R1:4.6万人) 近年横ばい

国内の日本語学習者数/教育機関・施設等数/日本語教師数の推移



課題

【共通課題】(留学生、就労者、生活者)

日本語教育の環境整備が喫緊の課題

- ・教育の質の確保のための仕組みが不十分
- ・学習者、自治体、企業等が日本語教育機関選択の際、教育水準等について正確・必要な情報を得ることが困難
- ・専門性を有する日本語教師の質的・量的確保が不十分
- ・地域によって教育機関や養成機関が十分に整備されていない状況
- ・全国の学習機会提供のためのオンライン教育の環境整備の更なる充実が必要

方向性

- ◆新たな法案検討：学習ニーズに対応した①質が確保された「認定日本語教育機関」、②日本語教師の資格化に関する法整備
- ◆制度実現に向けた取組推進：希望する学習者、企業、自治体等に向けて、文科省と法務省・厚労省・外務省・経産省・総務省等関係省庁との連携による多言語情報発信等推進

日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律の概要

趣旨

日本語教育の適正かつ確実な実施を図り、もって我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に寄与するため、①日本語教育機関のうち一定の要件を満たすものを認定する制度、②認定日本語教育機関の教員資格を創設。

概要

1. 日本語教育機関の認定制度の創設

(1) 日本語教育機関の認定制度【第二条関係】

○ 日本語教育機関の設置者は、日本語教育課程を適正かつ確実に実施することができる日本語教育機関である旨の文部科学大臣認定を受けることができる。

(2) 認定の効果等【第二条・第五条関係】

- 文部科学大臣は、認定日本語教育機関の情報を、多言語でインターネットの利用等により公表する。
- 認定日本語教育機関の設置者は、生徒の募集のための広告等に文部科学大臣が定める表示を付することができる。

(3) 文部科学大臣による段階的な是正措置【第十一条・第十二条関係】

○ 文部科学大臣は、必要な場合に日本語教育の実施に関し報告を求めることができるほか、勧告及び是正命令を行うことができる。

※認定基準に関する法務大臣への協議【第十五条関係】、文部科学大臣と法務大臣その他の関係行政機関の長との協力【第十六条関係】を規定。

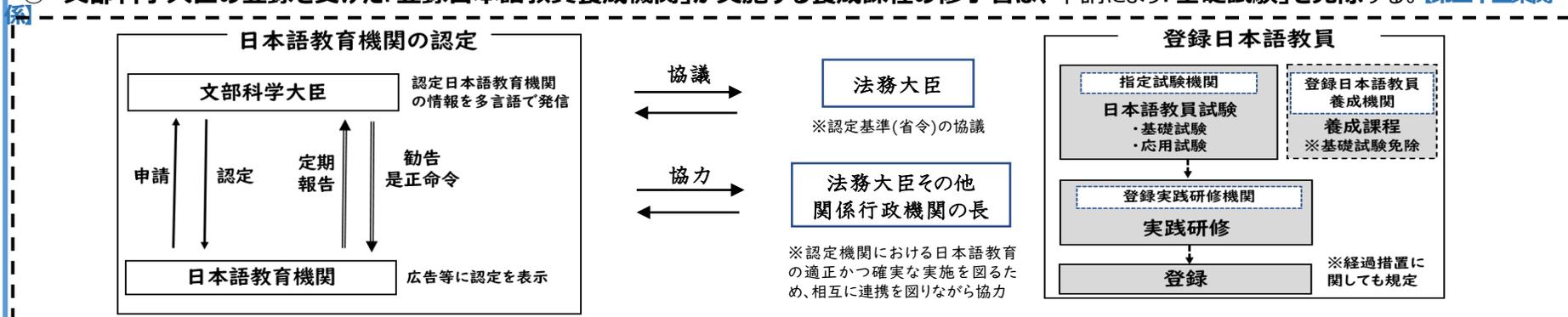
2. 認定日本語教育機関の教員の資格の創設

○ 認定日本語教育機関において日本語教育を行うために必要な知識及び技能についての①「日本語教員試験」に合格し、②文部科学大臣の登録を受けた「登録実践研修機関」が実施する「実践研修」の修了者は、「登録日本語教員」として、文部科学大臣の登録を受けることができる。

【第十七条関係】

○ 日本語教員試験は、「基礎試験」及び「応用試験」とで構成し、文部科学大臣が指定する「指定試験機関」が実施する。【第二十二条・第二十八条関係】

○ 文部科学大臣の登録を受けた「登録日本語教員養成機関」が実施する養成課程の修了者は、申請により「基礎試験」を免除する。【第二十三条関係】



認定を受けた日本語教育機関の質の維持向上に関する仕組みの全体像（イメージ）

- 日本語教育課程を置く教育機関の設置者は、日本語教育課程を適正かつ確実に実施することができる日本語教育機関である旨の文部科学大臣認定を受けることができる。
- 文部科学大臣は、認定日本語教育機関の情報を、多言語でインターネットの利用等により公表する。
- 認定日本語教育機関の設置者は、生徒の募集のための広告その他のものに文部科学大臣が定める表示を付することができる。

登録日本語教員



日本語教育機関



審査・認定

【第二条第一項～第四項】

<認定基準>

- ・教職員体制（登録日本語教員の配置を含む）
 - ・施設設備
 - ・課程の編成、実施方法
 - ・生徒支援体制 等
- ※具体は省令等で検討

日本語教育課程を担当【第七条】

申請【第二条第一項～第四項】

認定時

段階的に
勧告
→命令
→取消し
【第十二条・第十四条第一項】

認定後

定期報告【第九条第一項】
変更届出【第六条第一項】

自己点検評価【第八条第一項】

学習環境に関する情報公表、自己点検評価の結果公表【第三条・第八条第二項】

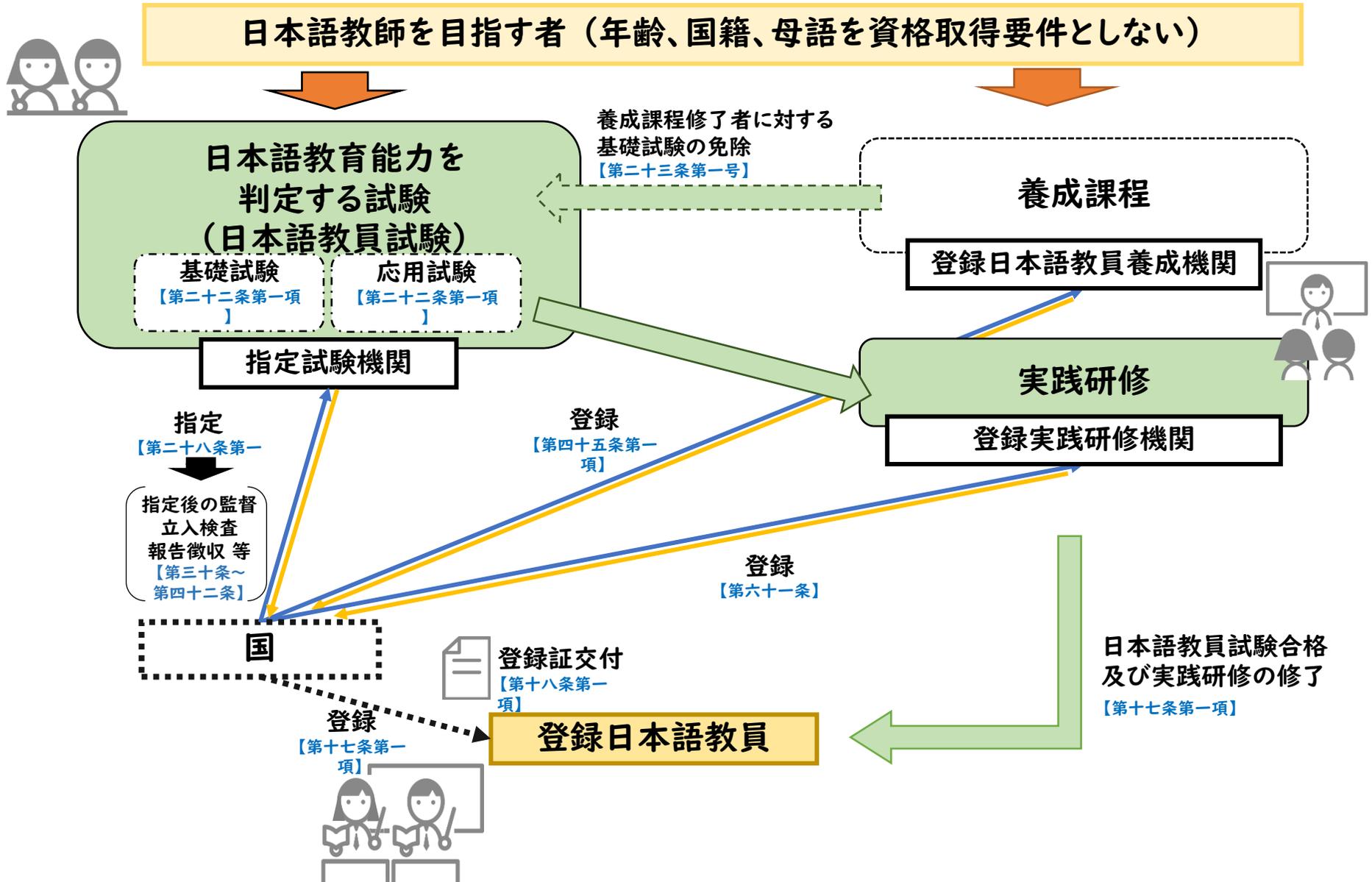
国

機関の基本的な情報をインターネット等により多言語で公表【第二条第五項】
変更届出・定期報告の概要をインターネット等により多言語で公表【第六条第二項・第九条第二項】

社会（日本語学習を希望する外国人、生徒、地域、海外等）

認定を受けた日本語教育機関の教員の資格制度（イメージ）

認定を受けた日本語教育機関において外国人に日本語を教える日本語教員の資質・能力を確認し、証明するための資格を定めて、日本語教育の質の向上及び日本語教師の確保を図る。



「認定日本語教育機関」及び「登録日本語教員」の活用について

令和4年12月 日本語教育推進会議

- 新たな法案「認定日本語教育機関」及び「登録日本語教員」を基に、**文部科学省と関係省庁との連携の下、各省庁の制度・事業等の枠組みにおいて、認定日本語教育機関等の情報を、地方自治体、外国人を受け入れる企業、経済団体等に広く提供する仕組みを構築し、「留学」、「生活」、「就労」の各分野において、教育の質が保証された日本語教育機関の活用を促進。**

※  は制度・施策の主務官庁

留学関係

○在留資格「留学」付与の要件

- ・法務省令を改正し、認定日本語教育機関であることを、在留資格「留学」による生徒の受け入れを認める要件とする

○日本語教育機関の認定に関する協議等

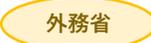
- ・認定基準の作成及び日本語教育機関の認定にあたって、法務省と協議する等関係省庁との連絡協力体制を構築

 文科省

 法務省

○在外公館、独立行政法人（国際交流基金、日本学生支援機構等）等を通じた国内・海外発信

- ・多言語でインターネット等を通じて認定日本語教育機関の情報を発信するとともに、在外公館（特に留学生担当）や独立行政法人等を通じて海外で発信し、国が作成したリストを広く普及する。

 外務省

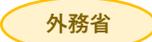
 文科省

教育関係

○外国人のこどもへの支援等

- ・国内にいる外国人児童生徒や、在外教育施設に通う日本人児童生徒に対し、研修を受けた登録日本語教員を積極的に活用する仕組みを検討
- ・現地採用教員の人材育成にあたっては、国際交流基金による海外日本語教師研修等の活用も検討

 文科省

 外務省

就労・生活関係

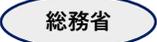
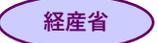
○「技能実習」「特定技能」制度における活用

- ・技能実習制度において、優良な実習実施者、及び、監理団体の基準の一つである「地域社会との共生」において、認定日本語教育機関の活用を加点要素とする方向で検討
- ・特定技能制度の受入れ機関が作成する「1号特定技能外国人支援計画」において、認定日本語教育機関の活用を推進するほか、「事前ガイダンス」の際に、認定日本語教育機関の情報を提供

○地方公共団体、国際交流団体、経済団体、企業等との連携による日本語学習機会の提供

- ・「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」において、認定日本語教育機関との連携を支援
- ・認定機関での活用を想定した、教育モデルの開発と日本語教師研修の推進
- ・法務省、厚生労働省等の各種会議等で活用の周知

○「認定日本語教育機関」等の複数言語による情報提供

- ・外国人在留支援センター（FRESC）との連携 
- ・外国人雇用サービスセンター、ハローワークでの情報提供 
- ・地方公共団体多文化共生担当部署での情報提供、ボイストラ等の多言語音声翻訳技術に関する情報提供 
- ・高度外国人材活躍推進ポータル（JETRO）を活用した情報提供 

背景・目的

- 外国人材の受入が全国的に進む中、学習ニーズの多様化、地域日本語教育の重要性が益々高まっている。
- 「日本語教育の推進に関する法律」(R元年)、同法に基づく「基本的な方針」(R2年閣議決定)で、地域日本語教育は地方公共団体が地域の状況に応じた施策を策定、実施することとされたが、その取組は様々。日本語教育人材の不足等を課題として挙げる地方公共団体も多い。
このような状況を踏まえ、本報告は、
 - ・ 地方公共団体の日本語教育施策の整備・充実に向けた取組について期待される方向性を示したもの
 - ・ 「生活者としての外国人」が「自立した言語使用者」として日本語で意思疎通を図り生活できるよう日本語教育プログラムの内容・方法・学習時間の目安を提示。
 - ・ 地域における日本語教育を実施する上で、地方公共団体等関係者の「よりどころ」となる内容を取りまとめた。



ポイント(今後期待される方向性)

- 地方公共団体は日本語教育の推進に関する基本方針を策定すること。
- 「日本語教育の参照枠」を踏まえた「生活Can do」を参照し、自立した言語使用者であるB1レベルまでの日本語教育プログラムを編成すること。

レベル	⇒ A1、A2からB1までを対象とする
学習時間	⇒ 350-520時間程度を想定
- 地域日本語教育コーディネーターを専任として配置し、専門性を有する日本語教師を一定数確保すること。
- 地域日本語教育コーディネーター、日本語教師、日本語学習支援者は、文化庁事業等等を活用し研修を行い、資質向上を図ること。
- 地方公共団体は、専門性を有する日本語教育機関等と連携し、日本語教育推進体制を強化すること。

C2	熟達した言語使用者
C1	
B2	自立した言語使用者
B1	
A2	基礎段階の言語使用者
A1	

到達レベル	想定学習時間
~A1レベル	100~150時間程度
A1~A2レベル	100~150時間程度
A2~B1レベル	150~220時間程度
B1~B2レベル	350~550時間程度

「生活者としての外国人」のための日本語教育の目的・目標

- 言語・文化の相互尊重を前提としながら、「生活者としての外国人」が日本語で意思疎通を図り生活できるようになること

日本語を使って…

- ①健康かつ安全に生活を送ることができる
- ②自立した生活を送ることができる
- ③相互理解を図り、社会の一員として生活を送ることができる
- ④文化的な生活を送ることができる

ようにすること

「生活Can do」

生活Can do

「生活Can do」は、国内に在住する外国人（「生活者としての外国人」）が日常生活において、日本語で行うことが想定される言語活動を例示したもの。
 「日本語教育の参照枠」に示された分野別の言語能力記述文（Can do）の一つ。

対象となる範囲

「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案について（平成22年5月、文化審議会国語分科会）に示される「生活上の行為の事例」

生活上の行為の事例	I	健康・安全に暮らす	VI	働く
	II	住居を確保・維持する	VII	人とかかわる
	III	消費活動を行う	VIII	社会の一員となる
	IV	目的地に移動する	IX	自身を豊かにする
	V	子育て・教育を行う	X	情報を収集・発信する

レベル

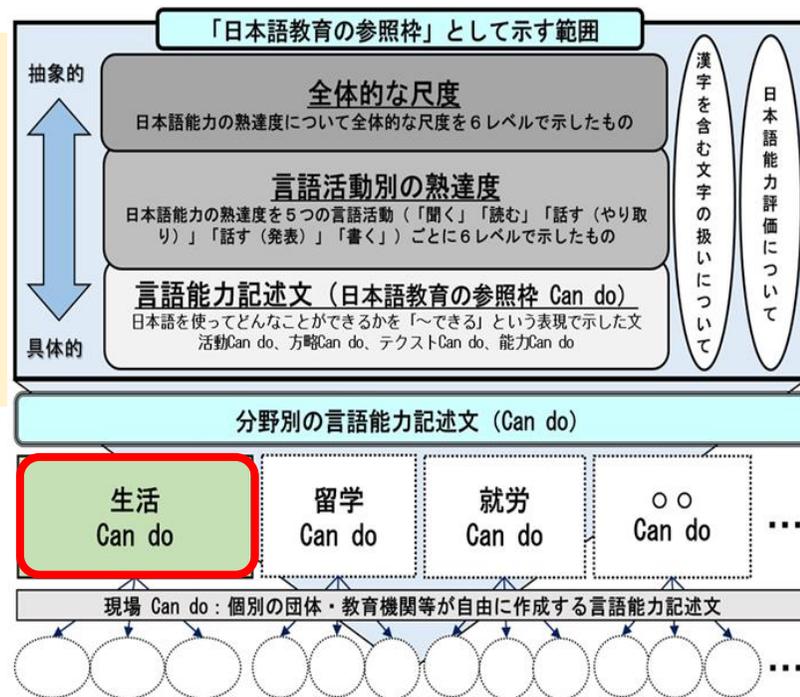
基礎段階の言語使用者（A1、A2）から自立した言語使用者（B1、一部B2）までを想定

言語活動

聞くこと、読むこと、やり取り、発表、書くこと

例

- <やり取り・A1> 店で買い物をするとき、買いたいものや個数を伝えることができる。【Ⅲ消費活動を行う】
- <読むこと・B1> 適切な医療機関を選ぶために、病院のサイトなどの、ある程度長い文章に目を通して、診療科目や診療内容など、必要な情報を探し出すために読むことができる。【Ⅰ健康・安全に暮らす】



(4) 「生活Can do」

「生活Can do」、自己紹介についての言語活動例

Ⅷ社会の一員となる【発表:A1】

自治会や地域のイベントなどで、初めて会う人たちの前で自己紹介するとき、自分の名前、出身地などをごく簡単な言葉で言うことができる。

Ⅶ人と関わる【発表:A2】

初めて会った人の前で自己紹介するとき、自分や家族がどこに住んでいるか、何をしているかなど、短い簡単な言葉で話すことができる。(JF456)

Ⅷ社会の一員となる【やり取り:B1】

自治会の行事などで初めて会った人に話しかけ、住んでいるところや家族のことなど身近な話題について質問したり、質問にある程度詳しく答えたりして、会話を続けることができる。

Ⅶ人と関わる【やり取り:B2】

自治会などの集まりで簡単な自己紹介をした後で、日本での生活、就労、日本語学習など、様々な話題についての質問に、苦労話や抱負を交えて答えることができる。

(4)「生活Can do」

① あくまでも例示である。

- * 具体的な提示に努めたものの、網羅的なものではない。
- * 適切な項目がない場合は、新たなCan doを作成してもよい。

② どのような項目を扱うかは、状況に応じた判断が必要である。

- * 日本語でできるようにならなければならない行為の一覧ではない。
- * 防災や医療等、安全や生命に関連する項目については多言語による情報提供が望ましい項目も含まれている。

③ 「生活 Can do」を活用した学びは、多様な学びの一部である。

- * 日本語学習はCan doで示した言語活動のみで進められるものではない。
- * 異文化に対する気付きなど、ポートフォリオを活用した振り返り活動を通して促進される学びもある。

文化庁における日本語教育事業

メモ



Japanese Language Education

背景・課題

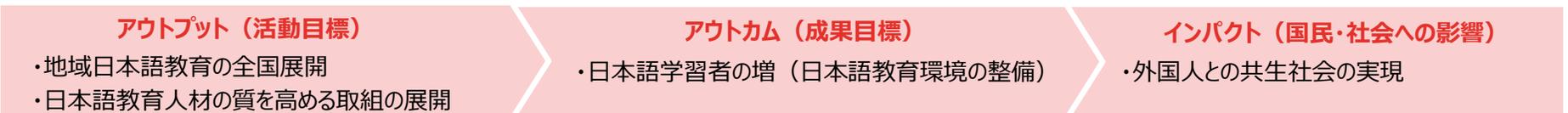
我が国の在留外国人は令和3年末で277万人。過去30年で約3倍に増加し、日本語学習者も令和元年で約27万人である。新型コロナウイルス感染症の影響の入国規制等で在留外国人数の伸びは鈍化したが、令和4年度から回復傾向にあることから、以後、外国人労働者や留学生数は拡大する見込み。

政府として、外国人等との共生社会の実現に向け、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（令和4年度改訂）、「同ロードマップ（令和4年度）」や円滑なコミュニケーションができる環境を整備するための「日本語教育の推進に関する法律」、「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（閣議決定）」を踏まえ、**日本語教育の環境整備を計画的に推進**。

- 1 日本語教育の全国展開・学習機会の確保が必要
- 2 日本語教育の質を維持向上させるための施策が必要

事業内容

1 確保 展開・学習機会の全国 日本語教育の全国	①外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育の推進(拡充) 600百万円(500百万円) ○ 令和元年以降、地域日本語教育の中核を担う都道府県等が、市町村や関係機関と連携し、教育環境を強化するための総合的な体制づくりを支援。 ○ 令和5年度は全体の8割(48→55)、参照枠活用や日本語教育機関との連携等の取組に対し補助率加算。	②日本語教室空白地域解消の推進強化(拡充) 153百万円(132百万円) ○ 日本語教室空白地域の市区町村に対してアドバイザーを派遣し、日本語教室の開設・安定化に向けて支援。 ○ インターネットを活用した日本語学習教材(つなひろ)の開発・提供。「日本語教育の参照枠」動画コンテンツや新たな言語を追加	③「生活者としての外国人」のための特定のニーズに対応した日本語教育事業 24百万円(24百万円) NPO法人、公益法人、大学等が行う、日本語教育の教育上の課題や都道府県域を越えた広域的活動に伴う課題等を解決するための先進的取組を支援。(外国人コミュニティの社会参加、難民コミュニティ支援 など)	条約難民等に対する日本語教育(拡充) 128百万円(55百万円) 条約難民及び第三国定住難民等に対する日本語教育を実施。
	2 向上等 日本語教育の質の	①「日本語教育の参照枠」を活用した教育モデル開発等 14百万円(25百万円) 令和3年度に策定された「日本語教育の参照枠」の活用を促進するため、令和4年度に引き続き、生活・留学・就労の分野での教育の内容・方法等のモデルや教材等を開発。	②日本語教師の養成及び現職日本語教師の研修事業(拡充) 250百万円(201百万円) 日本語教師の養成に必要な「日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)改定版(平成31年)及び新たな資格制度の検討状況を踏まえ、 ①日本語教師養成・研修推進拠点整備、 ②現職日本語教師研修プログラム普及、 ③日本語教師の学び直し・復帰促進アップデート研修を実施。	③資格の整備等による日本語教育の水準の維持向上(拡充) 191百万円(51百万円) 日本語教師の新たな資格制度及び日本語教育機関の水準の維持向上を図る認定制度に関する法案提出を視野に、 ①資格に係る試験システム導入及び試行試験の実施、 ②認定機関等に関する情報掲載のサイト構築・検証を行う。



外国人材の受入れ・共生のための 地域日本語教育推進事業

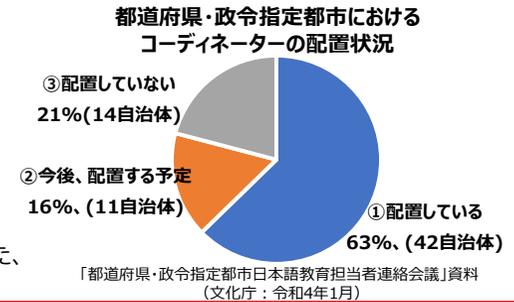
令和5年度予算額
(前年度予算額)

600百万円
500百万円)



背景・課題

- 令和元年に「日本語教育の推進に関する法律」が公布・施行、令和2年にはそれに基づく国の基本方針が閣議決定された。また、「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」では、日本語教育が重点事項として位置付けられている。さらに、「経済財政運営と改革の基本方針2022」及び「成長戦略フォローアップ」においても、地域の日本語教育の体制づくりが位置付けられている。
- 都道府県・政令指定都市対象の調査によるとコーディネーターの配置や日本語教育の機会提供が進む中、必要な専門人材（日本語教師、学習支援者）の不足や、学習者のニーズに対応した質の高い日本語教育の実施について対応が十分でないなどの課題がある。
- 文化審議会国語分科会では、令和3年度に「日本語教育の参照枠」を策定し、令和4年度に「生活Can do」を公開。「地域における日本語教育の在り方について（報告）」(令和4年11月)では、今後の地方公共団体等における日本語教育の方向性が示された。
※日本語教育の水準の維持向上を図るための日本語教育機関の認定制度等については、「生活」に関する教育を行う機関も対象とした、「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」が公布（令和5年6月）。



事業内容

1. 地域日本語教育の総合的な体制づくり推進【補助】

対象：都道府県・政令指定都市 補助率：1/2【最大2/3】 件数：55件（R5実績54件）

(1) 広域での総合的な体制づくり

- 日本語教育推進施策の協議を行う「総合調整会議」設置
 - 地域全体の日本語教育を総括する「総括コーディネーター」配置
 - 日本語教室への指導・助言を行う「地域日本語教育コーディネーター」配置
- 地域日本語教育
コーディネーターの人数増

(2) 地域の日本語教育水準の向上

- 域内へのノウハウ等の普及・啓発のための日本語教育の実施（ICTの活用、教材作成、研修等を含む）
- 「生活」に関する教育課程を置く機関の設置または連携に向けた準備のため行う、以下のような日本語教育
 - 「日本語教育の参照枠」、「生活Can do」を参照した質の高い日本語教育
 - 「地域における日本語教育の在り方について（報告）」で示されたレベル・時間数に応じた体系的な日本語教育

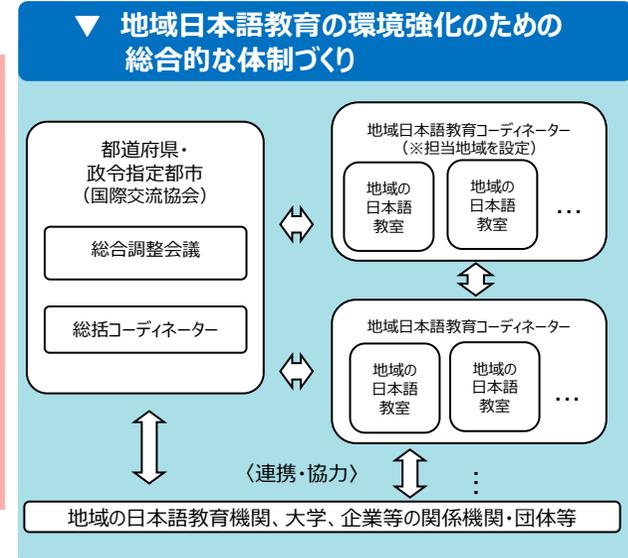
(3) 都道府県等を通じた市町村への支援【市町村向け間接補助分：特別交付税措置】

市町村が都道府県等の関係機関と連携して行う日本語教育等の取組への支援

※(2)②を実施する団体に対する補助率加算【最大2/3】

2. 総合的な体制づくりの優良事例等の普及、連携強化【委託】

都道府県・政令指定都市日本語教育担当者連絡会議等の開催



アウトプット（活動目標）

- 地域日本語教育の環境を強化するため、総括コーディネーターの配置や総合調整会議の設置等を通じた日本語教育の促進
- 本事業の優良事例等の普及と連携強化の促進（情報交換の機会の提供）

アウトカム（成果目標）

国内に居住する外国人の日常生活に必要な日本語能力が向上し、円滑な社会生活を送ることができるようになること。
(日本語を学習した外国人に対してアンケートを実施し、社会生活の変化を測定)

インパクト（国民・社会への影響）

- 外国人が、生活に必要な日本語能力を習得し、円滑な意思疎通が図れるよう支援することで、社会包摂につながる
- 日本人が、日本語教育の活動に参加することを通じ、多様な文化への理解が深まり、共生社会の実現につながる
- 日本語教室が、外国人にとって、日本語学習のみならず地域での生活を知る場、地域社会との接点、セーフティネットとして機能する

【参考】令和5年度「外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育推進事業」

地域における日本語教育の質の維持向上に向けた新たな取組について

従来の取組に加え、以下の取組を行い「地域における日本語教育の質の維持向上」を目指す都道府県・政令指定都市等に対し補助率加算（最大3分の2）

- 「日本語教育の参照枠」に基づく「生活Can do」を用いた「生活」に関する日本語教育プログラムの提供を目的とした取組を含む計画を支援
 - ・「日本語教育の参照枠」及び同参照枠に基づく「生活Can do」を活用し、その理念を踏まえた日本語教育
 - ・「地域における日本語教育の在り方について（報告）」で示されるレベル・時間数に応じた体系的な日本語教育

○地域における日本語教育の在り方について（報告）

（令和4年11月 文化審議会国語分科会）より抜粋

【生活Can do】「日本語教育の参照枠」を踏まえた「生活者としての外国人」対象の言語能力記述文（Can do）(A1からB1レベル)

No.	言語活動	カテゴリ	レベル	Can-do	生活上の行為の事例				
					大分類	中分類	小分類	事例1	事例2
1	読むこと	世情を把握するために読むこと	B1	適切な医療機関を選ぶために、病院のサイトなどの、ある程度長い文章に目を通して、診療科目や診療内容など、必要な情報を採り出すことができる。	1健康・安全に暮らす	01健康を保つ	(01) 医療機関で治療を受ける	適切な医療機関の選択をする	選択する病院を知る
2	発表	長く一人で話す：経験談	B1	体調が悪く、医療相談窓口で電話したときに、相談員に自分の症状や症状の変化について、順序だてて説明することができる。	1健康・安全に暮らす	01健康を保つ	(01) 医療機関で治療を受ける	適切な医療機関の選択をする	症状の変化を説明する
3	読むこと	世情を把握するために読むこと	A1	健康診断や定期検診などで指定された病院のホームページにアクセスし、診察日や時間を確認することができる。	1健康・安全に暮らす	01健康を保つ	(01) 医療機関で治療を受ける	適切な医療機関の選択をする	開院時間を確認する
4	やり取り	店や公共機関でやり取りをする	A2	電話で病院や歯医者の予約をするとき、ゆっくりとはっきりと話されれば、名前や電話番号、日時、診察理由など病院のスタッフの質問に答えることができる。	1健康・安全に暮らす	01健康を保つ	(01) 医療機関で治療を受ける	適切な医療機関の選択をする	予約を申し込む

【学習時間の目安】

地域における日本語教育で想定される自立した言語使用者（B1レベル以上）の学習時間

到達レベル	想定学習時間
0～A1レベル	100～150時間程度
A1～A2レベル	100～150時間程度
A2～B1レベル	150～220時間程度
B1～B2レベル	350～550時間程度

総学習時間（1日4コマ、週3～5日程度の集中的な学習を想定）

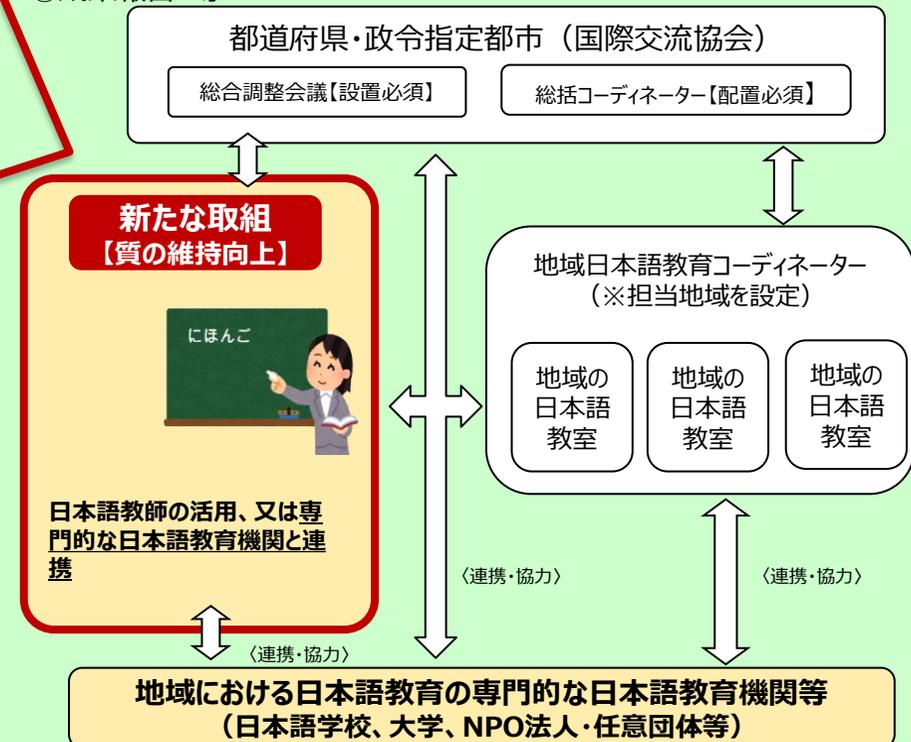
◎ 0～B1レベルまで 350～520時間程度
(470～780単位時間程度(1単位時間45分))

<参考>
0～B2レベルまで 700～1070時間程度
(933～1426単位時間程度(1単位時間45分))

具体的な内容とイメージ図

日本語教師の雇用や活用、専門的な日本語教育機関との連携による、「生活Can do」を用いた「生活」に関する日本語教育プログラム開発・提供のための

- ①調査や計画策定、②プログラムの開発・実施・試行、
- ③教材開発や評価の開発、教材作成、④研修の受講や実施
- ⑤成果報告 等



【参考】令和5年度「外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育推進事業」
 地域における日本語教育の質の維持向上に向けた新たな取組について その2 【実施イメージ】



・「生活Can do」を活用した教育内容整備による到達レベルの担保
 ※～B1、五つの言語活動を含むプログラム開発

・教育課程の複数年開発可能
 ・オンライン可能
 ・オンデマンド可能
 ・文化庁委託事業で開発中の教育モデルを活用可能

①日本語教育の全国展開・学習機会の確保【従来】
 各地域での日本語教育環境を強化するための総合的な体制づくりを目的とした取組
 ○想定される取組（例）※Iは必須
 I 広域での総合的な体制づくり
 ①総括コーディネーター経費の設置
 ②地域日本語教育コーディネーターの配置
 II 地域における日本語教育の水準向上（域内での日本語教育の展開）
 III 都道府県等を通じた市町村等支援（間接補助）

②質の維持向上【新規】
 「日本語教育の参照枠」に基づく「生活Can do」を用いた「生活」に関する日本語教育プログラムの提供を目的とした取組
 ○想定される取組（例）※IIは必須
 I 調査や計画策定
 II 「生活」に関する日本語教育プログラムの開発・実施・試行
 A1、A2のクラス実施（共に下限100時間）
 B1のクラス実施（下限150時間）等
 III 教材開発や評価の開発、教材作成費用
 IV 日本語教育プログラムの開発・編成・試行するための研修の受講や実施、成果報告

・日本語教室の実施箇所拡大
 ・日本語教育人材の発掘・拡大
 ・日本語教育の理解促進 等

①と②の関係…有機的に連携した取組例



総合調整会議
 ①の総合調整会議で、体制づくりの議論に加え、②の「生活」に関する教育課程設置または連携に向けた調査や計画策定について協議



カリキュラム開発・編成
 ①の総括コーディネーター、地域日本語教育コーディネーターを中心に、②の日本語教師、外部有識者とともに、カリキュラム開発・編成に当たる。

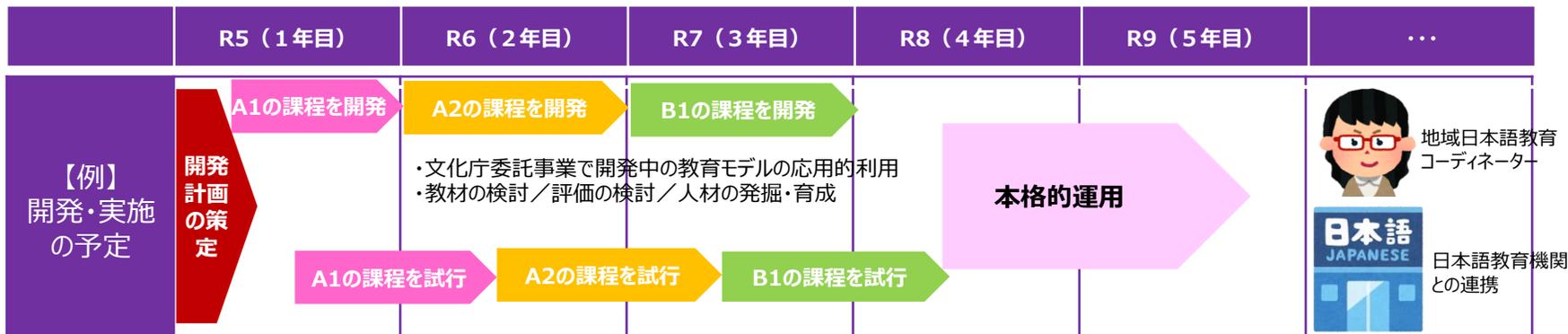


域内への普及
 ②で開発したカリキュラム等は、①の地域日本語教育コーディネーターによって、②IVの研修等を踏まえ、①II、IIIの地域の日本語教室にも普及することを想定

【①従来の取組】+【②新規の取組】を含む事業 → ②を実施する団体に対する補助率加算(最大3分の2)

【参考】令和5年度「外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育推進事業」

地域における日本語教育の質の維持向上に向けた新たな取組について その3 【開発・編成・試行イメージ】



0 広域での総合的な体制づくり

総括／地域日本語教育コーディネーターの配置
【日本語教育機関との連携】

1 モデルカリキュラム／ツールの活用

- 「日本語教育の参照枠」を活用した教育モデル開発事業の「生活」分野の教育モデル
- 日本語能力評価ツール「にほんごチェック！」を活用

2 「生活」の教育課程を設計・試行

- 複数年度の段階的な設計・施行
- オンライン活用 ○オンデマンド活用 (つなひろ等)

オンラインを活用した効果の高い教育

オンデマンドを活用した効率的な教育

コースの例(1) 学習時間：3時間(4単位時間)×3日/週9時間(12単位時間)
2年間 計576時間(768単位時間)

年	月	学習期間・時間	レベル
1年目 288時間 (384単位時間)	4~6月	8週間：72時間 (96単位時間)	1年目開発 A1 聞く 読む 話す 話す 書く 文字
	7~9月	8週間：72時間 (96単位時間)	
	10~12月	8週間：72時間 (96単位時間)	
2年目 288時間 (384単位時間)	1~3月	8週間：72時間 (96単位時間)	2年目開発 A2 聞く 読む 話す 話す 書く 文字
	4~6月	8週間：72時間 (96単位時間)	
	7~9月	8週間：72時間 (96単位時間)	3年目開発 B1 聞く 読む 話す 話す 書く 文字
	10~12月	8週間：72時間 (96単位時間)	
	1~3月	8週間：72時間 (96単位時間)	
	4~6月	8週間：72時間 (96単位時間)	

※1単位時間は45分

「地域における日本語教育の在り方について(報告)」(文化審議会国語分科会)より

令和5年度 地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業 採択団体 所在地

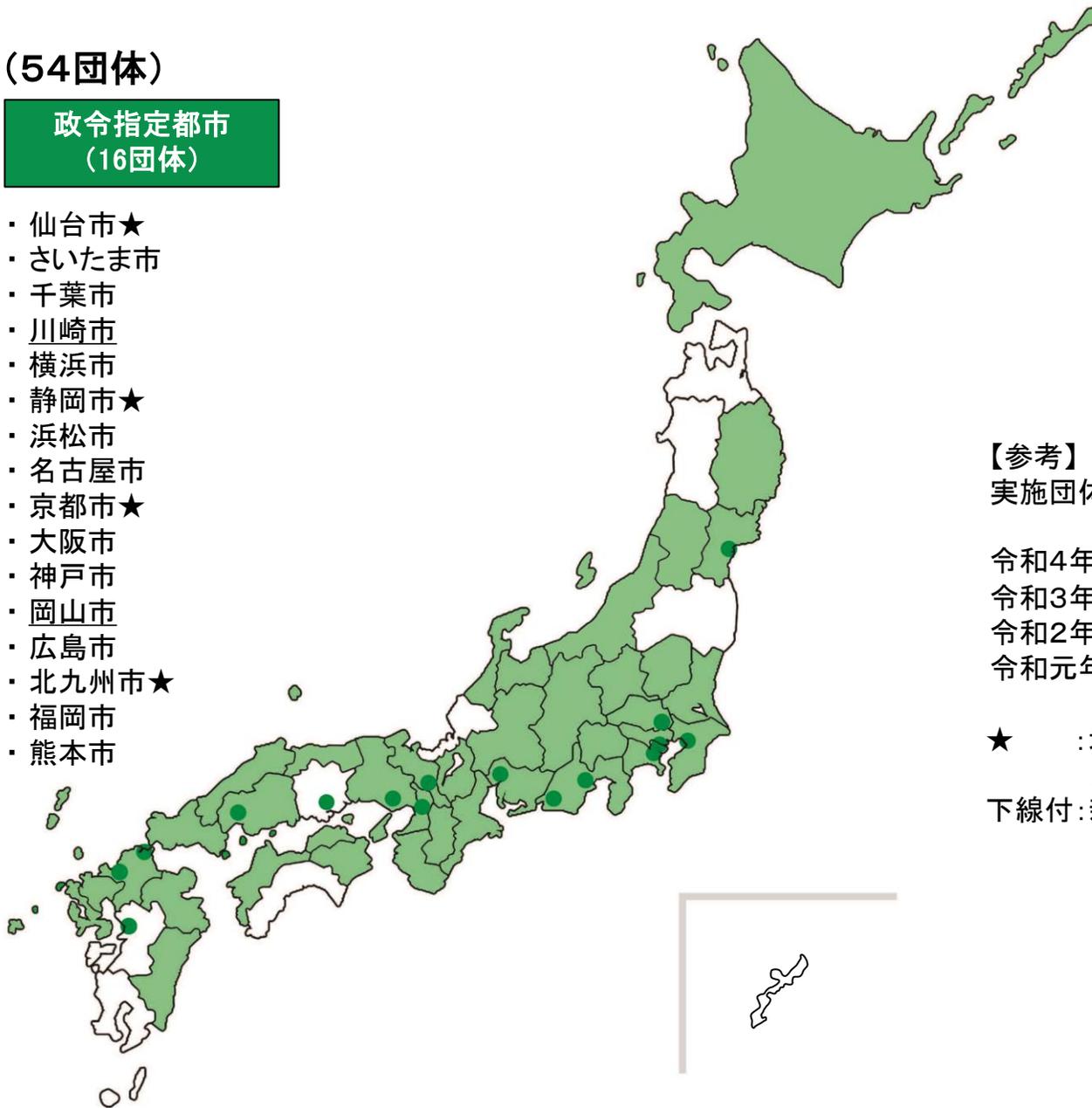
第1次採択(54団体)

都道府県
(38団体)

政令指定都市
(16団体)

- ・北海道
- ・岩手県
- ・宮城県
- ・山形県
- ・茨城県
- ・栃木県
- ・群馬県
- ・埼玉県
- ・千葉県
- ・東京都
- ・神奈川県
- ・新潟県
- ・富山県
- ・石川県
- ・山梨県
- ・長野県
- ・岐阜県
- ・静岡県
- ・愛知県
- ・三重県
- ・滋賀県
- ・京都府
- ・大阪府
- ・兵庫県★
- ・奈良県
- ・和歌山県
- ・鳥取県
- ・島根県
- ・広島県
- ・山口県
- ・徳島県
- ・香川県
- ・愛媛県
- ・福岡県
- ・佐賀県
- ・長崎県
- ・大分県
- ・宮崎県

- ・仙台市★
- ・さいたま市
- ・千葉市
- ・川崎市
- ・横浜市
- ・静岡市★
- ・浜松市
- ・名古屋市
- ・京都市★
- ・大阪市
- ・神戸市
- ・岡山市
- ・広島市
- ・北九州市★
- ・福岡市
- ・熊本市



【参考】

実施団体数

令和4年度	48団体
令和3年度	42団体
令和2年度	35団体
令和元年度	17団体

★ : 地域国際化協会
が応募
下線付: 新規応募団体

現状
と
課題

- ウクライナからの避難民が当該地域に転居し、地域日本語教室への参加を希望する可能性
- 避難民である学習者に対する指導経験や文化背景に理解がある日本語教師等が少ない
- 特別な配慮を必要とする日本語教育の実施に関して、知見に基づいた実施体制の構築が課題

活用事例

避難民等受入れ団体

難民等への日本語教育の経験を有する団体による日本語教育の知見の提供

○難民・避難民等に関するノウハウ共有

総括コーディネーター等

避難民のニーズを踏まえたマッチング等の支援

日本語教育機関・大学

日本語教師

日本語学習支援者

○連絡・調整

○日本語教育機関や大学等の日本語教師派遣等

日本語教育の実施

避難民への生活に必要な日本語教育の実施



○日本語教育機関や大学等の日本語教師派遣等

○日本語教育機関や大学等の日本語教師派遣等

○日本語教育機関や大学等の日本語教師派遣等

○日本語教育機関や大学等の日本語教師派遣等

地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業では、

ウクライナからの避難民を受け入れた都道府県・政令指定都市の事業において

- 避難民等の受入れ・日本語教育に係る研修経費
- 日本語教師、日本語学習支援者の派遣旅費と謝金
 - ICTを活用した日本語教育
- 日本語教育の提供に係る通訳・翻訳の支援等

などを補助対象経費として計上できます。

都道府県・市区町村、国際交流協会に設置された相談窓口・通訳等との連携

その他の活用事例：

- ・ウクライナからの避難民を受け入れる複数の地方公共団体による情報共有を目的とした会議等

「生活者としての外国人」のための日本語教室 空白地域解消推進事業

令和5年度予算額
(前年度予算額)

153百万円
132百万円)



背景・課題

日本語教室が開催されていない市区町村（以下、空白地域）は877である（令和3年11月現在）。その地域に在住する外国人数は178,403人となっており、こうした外国人には日本語学習機会が十分に行き届いていない。そのため、空白地域を対象とする日本語教室の立ち上げと、遠隔による日本語教育の機会提供（ICT教材の開発提供）を中心とした支援を行うことにより、空白地域に在住する外国人に日本語学習機会を提供する必要がある。

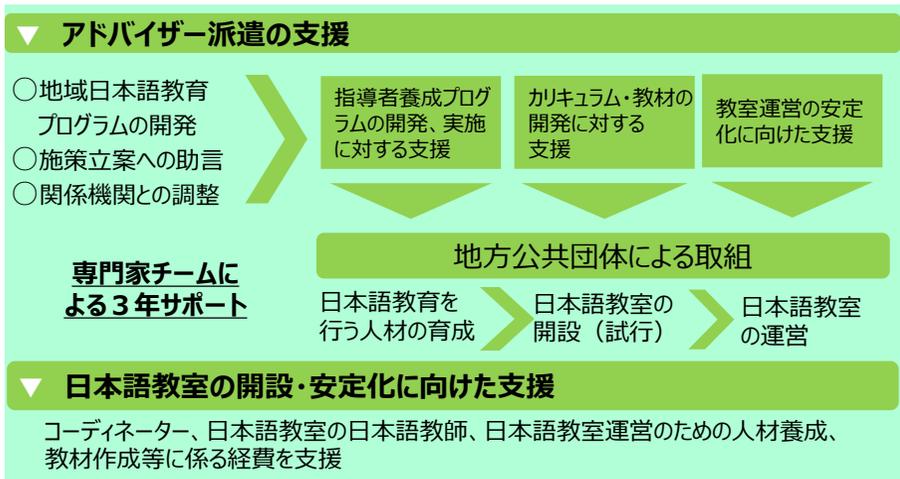


日本語教室がない地方公共団体の数の推移
(出典) 文化庁日本語教育実態調査

事業内容

1 地域日本語教育スタートアッププログラム

日本語教室がない市区町村（空白地域）に対し、日本語教室の立ち上げを目的とした、以下の支援を行う。《令和5年度件数》 24件（前年度：30件）



2 ICT教材の開発・提供 拡充



日本語学習サイト 「つながるひろがる にほんごでのくらし」 (通称：つなひろ)

- 3レベルの動画教材（33シーン、約150動画）
- 対応言語 17言語（令和4年度末）

中国語（簡体字）、中国語（繁体字）、英語、フィリピン語、インドネシア語、クメール語、韓国語、モンゴル語、ミャンマー語、ネパール語、ポルトガル語、ロシア語、スペイン語、タイ語、ウクライナ語、ベトナム語、日本語

令和5年度は、地域に在住する外国人が自立した言語使用者として生活していく上で必要となる日本語能力を身に付けられるよう、「日本語教育の参照枠」に基づく「生活Can do」を踏まえて、生活場面の動画コンテンツを追加し、日本語学習教材の充実を図るとともに、新規1言語（フランス語）を追加予定。

3 空白地域解消推進セミナー／日本語教室開設に向けた研究協議会

- 日本語教室の開設に向けて取り組んでいる市区町村を対象としたセミナーの開催
- 域内市区町村において、空白地域が多いあるいはスタートアッププログラムの活用実績が少ない都道府県を対象とする、地域に即した空白地域の解消方法を検討・協議するための研究協議会の開催

アウトプット（活動目標）	アウトカム（成果目標）	インパクト（国民・社会への影響）
<ul style="list-style-type: none"> 市区町村の日本語教室新規開設 空白地域解消推進セミナー等の開催による実践事例の共有 ICT教材の拡充による学習機会の広範的提供 	<ul style="list-style-type: none"> ICT教材の活用により、空白地域に在住する外国人に日本語学習機会が提供されること。 日本語教室開設のノウハウが共有され、安定した日本語教室の開設が普及すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域に日本語教室が開設し、ICT教材で外国人住民が日本語を習得することにより、近隣住民とのコミュニケーションが円滑になる。 外国人が地域住民として地域社会へ参画することが増え、外国人の受入れが円滑になるとともに、ダイバーシティ効果により地域が活性化する。



概要

日本語教室がない空白地域に暮らし、日本語学習機会がない外国人が**独学**で習得できる**日本語学習コンテンツ**を開発・公開
(開発・運営：文化庁、委託：凸版印刷株式会社)

内容

- ・生活場面の動画中心、字幕表示、文法確認、表現・語彙の確認、生活に必要な情報等を掲載した学習サイト (R3：約170万アクセス)
- ・活用方法等のセミナーの開催 (R3：約2,000人参加登録)

対応言語 全17言語

- 日本語、英語、中国語簡体字、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語
- インドネシア語、フィリピン語、ネパール語、クメール (カンボジア) 語
- 韓国語、ミャンマー語、モンゴル語、タイ語
- ウクライナ語、ロシア語【令和4年6月30日公開】
- 中国語繁体字【令和4年12月22日公開】

使い方ガイドブック等の作成
活用促進のため、広報ツールを作成・公開

- ・使い方ガイドブック
- ・パンフレット
- ・ポスター
- ・広報用動画



このサイトでは、日本で生活する外国人の皆さんが、日本語でコミュニケーションをとったり、生活できるようになりたいことを目指して、日本語を学習することができます。自分に合った日本語のレベルや、学習したいシーン、キーワードに応じて学習コンテンツを選択することができます。日本語を勉強し実際に使うことを通じて、社会とつながり、生活をひろげてみましょう

- [このサイトについて](#)
- [自分に合ったレベルを探そう](#)

はじめに覚えよう！日本語の便利なフレーズ



「生活者としての外国人」のための特定のニーズに対応した日本語教育事業（地域日本語教育実践プログラム）

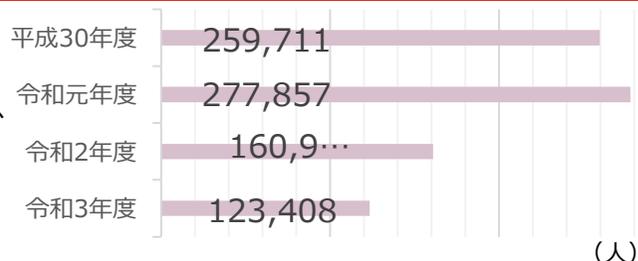
令和5年度予算額
(前年度予算額)

24百万円
24百万円)



背景・課題

文化庁が実施した都道府県・政令指定都市に対する調査結果（※）によれば、約6割の団体より、在住外国人等の出身国や地域ごとの背景、「子育て・教育」「就労」等の特定のライフステージによる、特定の課題に対する学習ニーズ（以下、特定のニーズ）が指摘されている。これらのニーズは特定の地域に限らず、全国の地方公共団体が学習ニーズとして挙げており、広域で共通して挙げられる「特定のニーズ」に応じた日本語教育の在り方を検討することが求められる。また、同時に専門性を有する日本語教育人材（地域日本語教育コーディネーター、日本語教師等）の不足についても8割を超える都道府県・政令指定都市により指摘されており、専門性が必要な「特定のニーズ」に対する解決方法の検討が難しい状況にある。



※「令和3年度各地域における日本語教育に関する取組について(回答一覧)」(R3年度都道府県・政令指定都市日本語教育担当者会議)

国内の日本語学習者数：(出典)文化庁日本語教育実態調査(令和3年度)

事業内容

NPO法人、公益法人、大学等が行う地域における日本語教育で共通する特定のニーズや課題解決のための先進的な取組の創出を支援。

▼ 想定される取組例

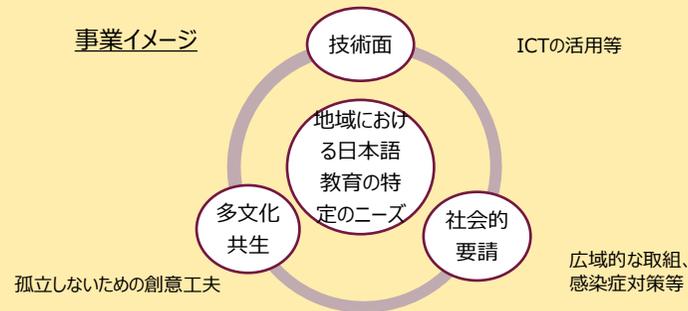
● **読み書きに重点を置いた文字学習中心の日本語教育の取組**
例: 会話はできて読み書きができない外国人への効果的な日本語学習のために、従来の会話中心の指導方法から文字学習中心の指導方法を実践する取組への支援

● **可視化されにくい外国人コミュニティの社会参加に向けた日本語教育の取組**
例: 自治体による把握、フォローが難しく、可視化されにくい傾向にある外国人コミュニティが地域社会で孤立しないよう、地域住民と対話による日本語教育の取組への支援

«令和5年度件数» 件数：8件 (前年度：8件)

▼ 地域日本語教育における先進的取組の実践を支援

先進的な取組の支援を通じて、外国人の日本での生活に必要な日本語習得、円滑な社会生活の促進、特定のニーズに対応する日本語教育の推進を図る。



アウトプット（活動目標）

- ・「生活者としての外国人」に対する日本語教育に共通する特定のニーズに応じた先進的な日本語教育の在り方の検討。
- ・取組の成果の発信や普及及び地域住民の日本語教育への理解の促進。

アウトカム（成果目標）

- 「生活者としての外国人」が日本語を用いて、
- ①健康かつ安全に生活を送ることができるようになること。
 - ②相互理解を図り、社会の一員として生活を送ることができるようになること。

インパクト（国民・社会への影響）

- ・言語・文化の相互尊重を前提としながら、「生活者としての外国人」が日本語で意思疎通を図り生活できるようになることで、地域住民・外国人住民双方における多文化共生社会の創生に寄与する。
- ・「生活者としての外国人」が自立した言語使用者として生活を送ることで、地域社会への参画を容易にし、社会包摂推進の一助となる。

日本語教育に関する教育内容

メモ



Japanese Language Education

「日本語教育の参照枠」

1. 「日本語教育の参照枠」取りまとめの背景

近年、世界中で国境を越えた人の移動が進む中で、複数の場所や教育機関の間を移動しながら日本語を学ぶ方々が増えてきた。

また、進学や就職、在留資格を得るために日本語能力の証明が求められるようになってきている。

- ・国内に在留する外国人：約297万人（令和4年6月末）
- ・国内で就労する外国人：約173万人（令和3年10月）
- ・海外における日本語学習者：約379万人（令和3年）



2. ヨーロッパ言語共通参照枠（CEFR）とは

- ・欧州評議会によって2001年に公開され、40もの言語に翻訳
- ・言語資格を承認する根拠にもなるため、国境や言語の枠を越えて、教育や就労の流動性を促進することにも役立っている。
- ・ヨーロッパ各国では、移民や労働者の受け入れのための言語能力の判定試験の基準にも用いられている。
- ・アジアにおいてもCEFRのレベルに基づいた各国語能力の判定試験が実施されている。

⇒「日本語教育の参照枠」はCEFRを参考にしているため、国際通用性が高く、共通の指標で日本語能力を測ることができる。

3. 「日本語教育の参照枠」の理念

1 日本語学習者を社会的存在として捉える

- ・学習者は「新たに学んだ言語を用いて社会に参加し、より良い人生を歩もうとする社会的存在」である。

2 言語を使って「できること」に注目する

- ・言語知識を持っていることよりも、その知識を使って何ができるかに注目する。

3 多様な日本語使用を尊重する

- ・学習者の目的に応じた学習目標の設定を重視する。
- ・必ずしも全て学習者に母語話者と同等の日本語能力を求めない。

⇒共生社会の実現に寄与することを目的とした日本語教育

4. 日本語能力の五つの言語活動（技能）

- ・従来の言語の四技能（聞く、読む、話す、書く）のうち、話すを「やり取り」と「発表」に分け、6レベル（A1～C2）で整理。

聞くこと

読むこと

話すこと
（やり取り）

話すこと
（発表）

書くこと

- ・五つの言語活動ごとに、日本語での行動を「～できる」という形で示した言語能力記述文（Can do）を用いて学習目標を言語知識ではなく、具体的な行動として提示。

【話すこと（やり取り）：A2レベル】

ごみの捨て方や喫煙できる場所など地域でのマナーについて、短い簡単な言葉で近所の人に質問したり、質問に答えたりすることができる。

【話すこと（やり取り）：B1レベル】

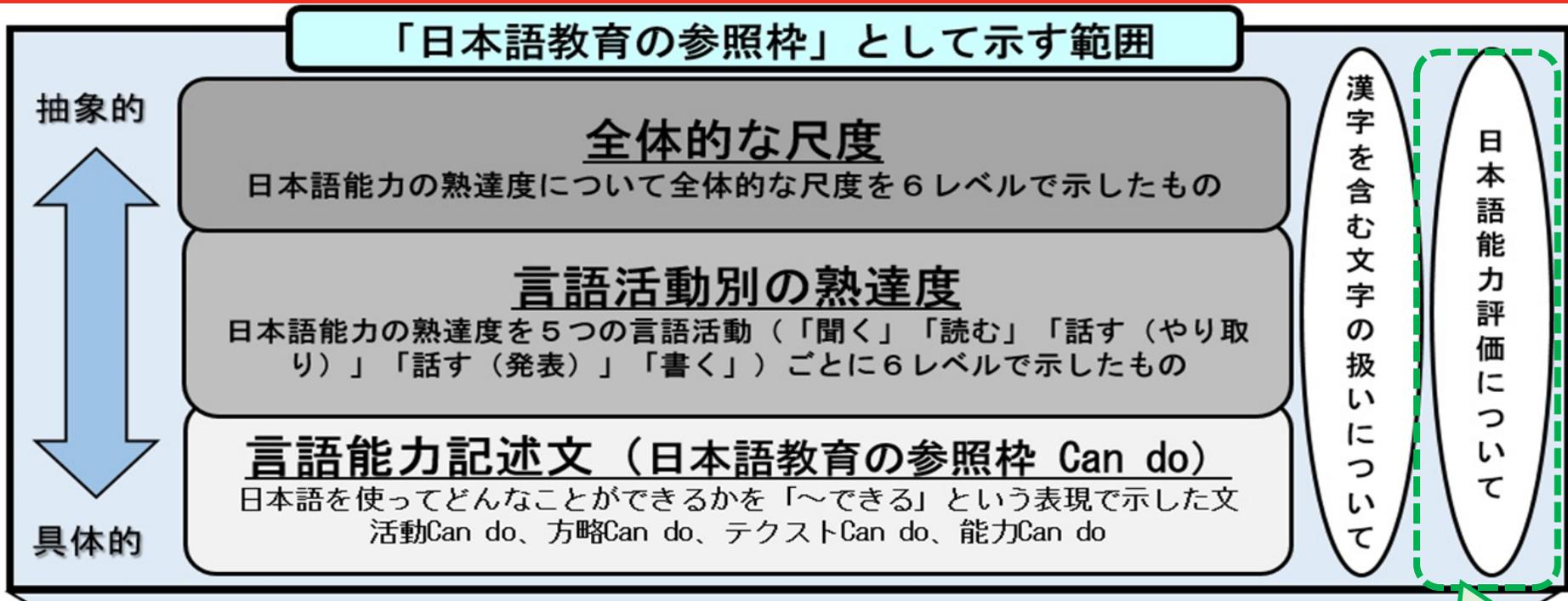
近所の人とごみの出し方などの問題が生じたとき、自分のごみの出し方についてある程度詳しく状況を説明し、苦情に対応することができる。

期待される効果

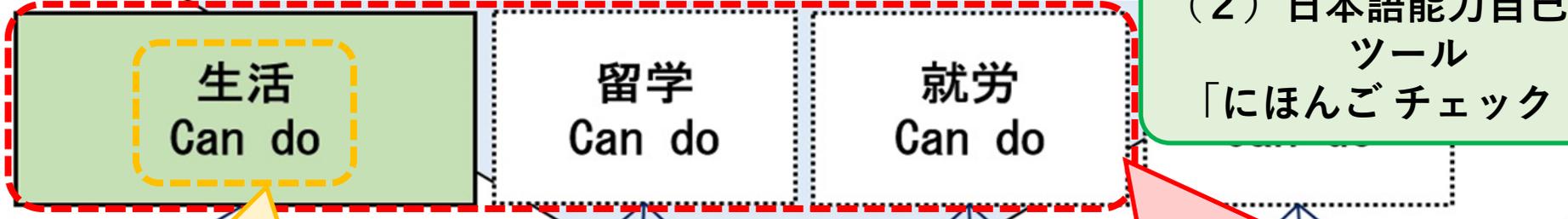
- 国内外共通の指標・包括的な枠組みが示されたことにより 国や教育機関を移動しても継続して適切な日本語教育を受けることができる。
- 生活・就労・留学等の分野別の能力記述文（Can do）が開発され、生活者・就労者・留学生等に対する具体的かつ効果的な教育・評価が可能になる。
- 日本語能力が求められる様々な分野で 共通の指標に基づく評価が可能となり、試験間の通用性が高まる。
- 適切な日本語能力判定の在り方が示されたことにより 試験の質の向上が図られる。

国内外における日本語教育の質の向上を通して、
共生社会の実現に寄与する。

「日本語教育の参照枠」の構成



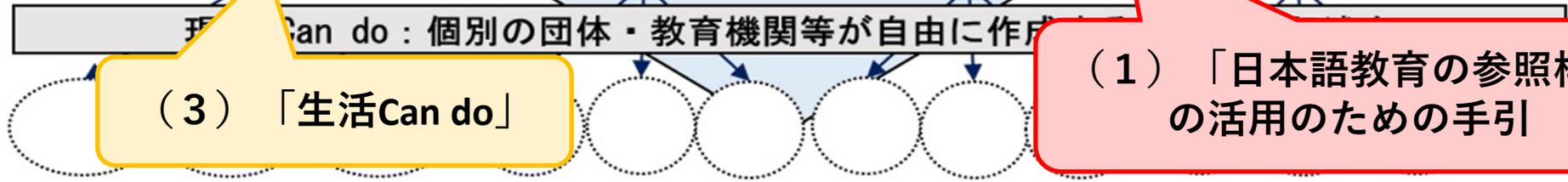
分野別の言語能力記述文（Can do）



(2) 日本語能力自己評価ツール
「にほんごチェック！」

(3) 「生活Can do」

(1) 「日本語教育の参照枠」の活用のための手引



1 日本語学習者を社会的存在として捉える

学習者は、単に「言語を学ぶ者」ではなく、「新たに学んだ言語を用いて社会に参加し、より良い人生を歩もうとする社会的存在」である。言語の習得は、それ自体が目的ではなく、より深く社会に参加し、より多くの場面で自分らしさを発揮できるようになるための手段である。

2 言語を使って「できること」に注目する

社会の中で日本語学習者が自身の言語能力をより生かしていくために、言語知識を持っていることよりも、その知識を使って何ができるかに注目する。

3 多様な日本語使用を尊重する

各人にとって必要な言語活動が何か、その活動をどの程度遂行できることが必要か等、目標設定を個別に行うことを重視する。母語話者が使用する日本語の在り方を必ずしも学ぶべき規範、最終的なゴールとはしない。

全体的な尺度(抜粋)

日本語能力の熟達度について6レベルで示したもの

熟達した言語使用者	C2	聞いたり、読んだりしたほぼ全てのものを容易に理解することができる。自然に、流ちょうかつ正確に自己表現ができ、非常に複雑な状況でも細かい意味の違い、区別を表現できる。
	C1	いろいろな種類の高度な内容のかなり長いテキストを理解ことができ、含意を把握できる。言葉を探しているという印象を与えずに、流ちょうに、また自然に自己表現ができる。社会的、学問的、職業上の目的に応じた、柔軟な、しかも効果的な言葉遣いができる。
自立した言語使用者	B2	自分の専門分野の技術的な議論も含めて、具体的な話題でも抽象的な話題でも複雑なテキストの主要な内容を理解できる。お互いに緊張しないで熟達した日本語話者とやり取りができるくらい流ちょうかつ自然である。
	B1	仕事、学校、娯楽でふだん出合うような身近な話題について、共通語による話し方であれば、主要点を理解できる。身近で個人的にも関心のある話題について、単純な方法で結び付けられた、脈絡のあるテキストを作ることができる。
基礎段階の言語使用者	A2	ごく基本的な個人情報や家族情報、買い物、近所、仕事など、直接的関係がある領域に関する、よく使われる文や表現が理解できる。簡単で日常的な範囲なら、身近で日常の事柄についての情報交換に応じることができる。
	A1	具体的な欲求を満足させるための、よく使われる日常的表現と基本的な言い回しは理解し、用いることもできる。もし、相手がゆっくり、はっきりと話して、助け船を出してくれるなら簡単なやり取りをすることができる。

第1章 「日本語教育の参照枠」とは？

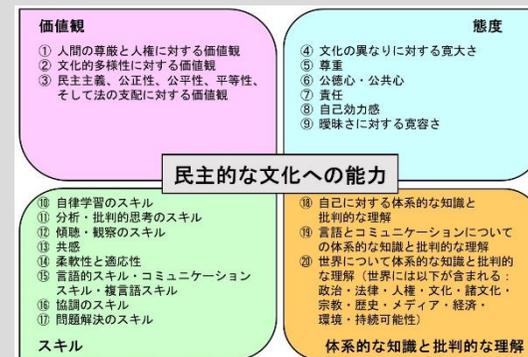
12のQ&A
4つのコラム

第2章 Can doをベースにしたカリキュラム開発の方法

1. コースデザインを行う上で重要になる視点（考え方）
2. コースデザインの概説
3. バックワード・デザイン
4. シラバスへのCan doの組み込み方

第3章 Can doをベースにしたカリキュラムの事例

1. 生活：地域日本語教育における県の事例
2. 留学：法務省告示日本語教育機関の事例
3. 就労：定住外国人に対する就職支援事業実施機関の事例



文化庁ウェブサイトですべて全文公開しています。

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/hokoku/pdf/93705001_01.pdf

メモ